

第四百十二回
会

参議院外交・防衛委員会會議録第十号

平成十年四月十六日(木曜日)

午前十一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

及川 順郎君

笠原 潤一君

須藤良太郎君

武見 敬三君

吉田 之久君

高野 博郎君

岩崎 純三君

塩崎 恭久君

鈴木 正孝君

野間 越君

二木 秀夫君

官澤 弘君

齋藤 勤君

竹村 泰子君

広中和歌子君

田 英夫君

立木 洋君

田村 秀昭君

佐藤 道夫君

小淵 恵三君

久間 章生君

外務大臣
国務大臣
(防衛庁長官)

政府委員
防衛庁参事官
防衛庁参事官
防衛庁参事官
防衛庁長官官房
防衛庁防衛局長
防衛庁運用局長

山崎隆一郎君
伊藤 康成君
大越 康弘君
佐藤 謙君
太田 洋次君

防衛庁人事教育
局長

防衛庁整備局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

防衛施設庁施設
部長

坂野 興君

鶴田 勝彦君

萩 次郎君

首藤 新悟君

海老原 紳君

阿部 信泰君

阿南 惟茂君

高野 紀元君

西村 六善君

大島 弘輔君

内藤 昌平君

外務大臣官房領
事移住部長

常任委員会専門
員

説明員

外務大臣官房領
事移住部長

内藤 昌平君

外務大臣官房領
事移住部長

常任委員会専門
員

説明員

外務大臣官房領
事移住部長

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題
といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○須藤良太郎君 初めに、外務省にお尋ねいたし
たいと思います。

いよいよ十八、十九の両日、エリツイン・ロシ
ア大統領が訪日されることになったわけでありま
して、今度は本当だと思えますけれども、最近の
情報をお聞かせいただきたいのと、考えますと、
一九九三年の東京宣言から昨年十一月のクラスノ
ヤルスク会談まで相当の時間を費やしておるわけ
であります。昨年十一月の会談におきましては、
橋本総理とエリツイン大統領との間で、東京宣言
に基づき二〇〇〇年までに平和条約を締結するよ
う全力を尽くす、こういう極めて歴史的な合意を
達成されたわけでありました。政府としては、特に
この両国首脳の合意実現の観点から今回の川奈に
おける日ロ首脳会談をどのように位置づけておら
れるのか、まずお聞きしたいと思います。

○政府委員(西村六善君) 最近の情報という御質
問でございます。

この点につきましては、ロシアの状況のいかん
にかかわらずエリツイン大統領が、十八日及び十
九日でございますけれども日本を訪問するという
非常に明確な情報をロシア側から受けておりまし
て、相互にその点を公表するというに合意を
いたしました。昨日でございますけれどもその点
を公表した次第でございます。

ロシアの国内におきましては、御承知のとおり
でございますけれども、内閣を解任いたしましたし
て、現在新首相を選任する手続が進められていま
すところでございます。十七日に二度目の国家院
におきます投票が行われるという予定になって

いる状況でございます。その帰趣につきましても
いろいろ観測が行われている次第でございます
けれども、現在の私どもが得ております情報によ
りますれば、その帰趣のいかんにかかわらずエリ
ツイン大統領としては今週末に日本を訪れるとい
う御意向であるというふうに承知している次第で
ございます。

以上が最近の状況に關します情報をかいつま
んで申し上げた次第でございます。

クラスノヤルスクにおきまして、二〇〇〇年ま
でに東京宣言に基づきまして平和条約を結ぶべく
最大限の努力をするという合意をいたしました次第
でございますけれども、その合意に基づきまして、
昨年来から両国の外務大臣をヘッドといたしまし
て次官級で平和条約を結ぶべく協議を行う実質的
な機関、組織を設立した次第でございます。平和
条約問題に關する合同委員会というものを両国の
間で設立いたしました。そこで議論が行われてい
る次第でございます。平和条約につきましましては
さようなことで議論がされているわけでございま
す。

さらに、今後におきましては、両国の首脳の間
に互訪問といったようなことも視野に入ってきてい
る次第でございますので、そういう機会を最大限
に活用いたしまして、所期の目的でございますと
ころの二〇〇〇年までに平和条約を結ぶべくその
努力をさらに続けるという構えであるわけでござ
います。川奈におきまして今回の会談はまさしくそ
の過程の非常に重要な一つのステップというよう
な位置づけではないかというふうに思う次第でござ
います。

さような観点から、橋本総理大臣におかれまし
ても、ロシアと日本の全般的な関係の発展をさら
に進めていくということを旨として、エリツ
イン大統領とお話をされるというふうに承知して

いる次第でございます。

○須藤良太郎君 最大の問題は北方領土問題の解決による日ロ平和条約の早期締結、これは当然のことだと思われなければならないけれども、そのためにも日ロ関係全般といえますが、多くの分野におきまして進展させていくことが極めて重要ではないかという言われておられるわけでございます。

昨年の首脳会談におきましては、経済分野における日ロ両国間の協力を進めていく上での今後の指針となるような包括的なプランが作成されておられるわけですが、その後、政府としてはロシアとの間の経済分野における協力、これをどう実施しているのかあるいは始めているのか、この点についてお聞きしたいと思っております。

○政府委員(西村六善君) 今、先生が御指摘になられましたとおり、昨年のクラスノヤルスクの首脳会談におきまして、橋本・エリツィン・プランと称しますところの非常に広範な日ロ間の協力を進める枠組みに合意いたしました次第でございます。その枠組みに基づきまして非常に多くの経済関係の進展を図りつつあるというのが現状でございます。

幾つかの主な点がございまして、その点を御説明させていただきたいと思っておりますけれども、一つの大きな柱は投資を促進するために環境を整備するという柱でございます。

日本からロシアに対する投資を促進しようとするときにいろいろな問題があるわけでございまして。その問題は、ロシア自身が国として自由経済といましようか、市場経済のシステムに移行してからの六年ぐらいいかたつていないわけでございまして、そのことに出発しますところのいろいろな難しい国内の問題を抱えているわけでございまして。そういうことが投資を促進しようとしても障害になるといったようなことがあるわけでございまして、そのところを政府のレベルにおきまして協力して解決していこうということが中心的な眼目であるわけでございまして。そういう観点に基づきまして、投資保護協定とい

うものを結ぶべく両国の間で議論を開始しているところでございまして。

こういったような投資保護協定を結ぶことによりまして、ロシアの国内制度、税制度、企業に対する扱い方、投資利益についての扱い方、そういったようなものにつきまして、国際的なスタンダードにロシアの法制度を移行してもらうということを中心として進めているのがこの投資保護協定の中心的な眼目でございます。そういったような意味合いにおきまして、この投資保護協定の交渉を既に開始しておりまして、鋭意進めているところでございまして。

さらに、ロシアのAPECへの参加につきましても、私も私としても進んでいるいろいろな協力をした結果、それが実現することになったわけでございまして。これもロシアの経済全体がアジア太平洋の枠組みの中に参画していくことによつてロシア経済の国際化を促していくということが眼目でございます。また、そのための協力を行っているという次第でございます。

さらに、ロシア自身は国内経済の改革を進めるために非常に大きな計画を持っているわけでございまして。

その一つは、非常に大規模に企業経営者を養成するという国家的な計画でございます。この計画に基づきまして日本といいたしましても協力をするということになりました。ロシアの計画は五千人の企業経営者を養成するという計画でございますけれども、そのうちの千人は日本が引き受けるという形で現在の研修が進められているところでございまして。エリツィン大統領の訪日までにロシアの国内におきまして約四百名程度、それから我が国におきまして二百名程度の研修員を受け入れて、企業経営者の養成に私どもとしても協力をするという事業を行っている次第でございます。さらに、中小企業の育成につきましても、それがロシアの経済開発に非常に重要な役割を担っているわけでございまして、これに対する協力も鋭意進めているところでございまして。

エネルギーに対する協力も大きな協力の柱でございます。それからさらに、目新しいところではロシアの鉄道の改修、それから物流システムの改善といったようなことにつきましても我が国から技術協力の形で協力を進めているという次第でございます。

○須藤良太郎君 次に、防衛庁の設置法案に関連いたしまして若干お尋ねしたいと思っております。ソ連の崩壊後、日米安保等につきましている議論もあつたわけでありますが、二年前、日米共同宣言が行われまして、日米安保体制の再定義を行ったわけであります。そして、新防衛大綱並びに中期防がつくられたわけであります。もともとこの防衛大綱は、独立国として地域の不安定要因にならないように必要最小限の防衛力を維持しようとするものであると思われたいと思っております。そういう方針であつてもなかなか予算の拡大は避けられない面もあつたわけでございまして。今回、この新しい大綱、中期防の内容に沿つて防衛力の合理化、効率化、コンパクト化、これを進める一環として出されたのがこの設置法案と、こういうふうにも思つておられるわけであります。

この中には、定数問題とか、あるいはまた若干不安もあるわけでありますけれども、いわゆる即応予備自衛官制度の導入というふうなものが示されておられるわけであります。

いずれにいたしましても、この合理化、効率化あるいはコンパクト化をねらいとする今回の法案で特に強調したい主要点について、簡単にいいますけれども、わかりやすく御説明いただければ、こういうふうな思われたいと思つております。

○國務大臣(久間章生君) 今、お述べになられましたように、防衛計画の大綱におきましては、今後の我が国の防衛力につきまして、その合理化、効率化、コンパクト化を一層進めることというふうになされました。具体的には、陸上自衛隊の平時地域配備する部隊としてこれまでの十二個師団、二個混成団の体制を八個師団、六個旅団の体制とすること、陸上自衛隊の編成定数について、これ

までの十八万人体制を十六万人体制とし、さらにこのうち一万五千人につきましては即応予備自衛官を充てることにする等とされたわけでございまして。

今回のこの防衛庁設置法等の改正につきましては、新たに旅団の編成等を定めまして、一三師団を旅団に改編すること、陸上自衛官の定数を約五千人削減するとともに即応予備自衛官の員数を約二千人増加すること等を内容とするものでございまして、大綱に定める合理化、効率化、コンパクト化を一層進めるというその趣旨に沿つた施策を盛り込んだものでございまして。

○須藤良太郎君 申し上げるまでもなく、防衛力の規模につきましては極めて難しい問題でありまして、これまでも大変苦労されてきておられるわけでございますが、最小にして最大の効果といひまして、民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守るための防衛力というものには絶対にこれはしつかりしておかなきゃならぬ、こういうふうな思われたいと思つておられます。

これからいよいよガイドラインの問題も国会で議論されるわけでありますけれども、申し上げるまでもなく、防衛力なり軍備の問題につきましては国民のコンセンサスを得ることが大変難しい、苦勞する問題であると思つております。特に日本の防衛、軍備につきましては国民の意識というのは、日本の地理的、歴史的等々の面からほかの国とは大きな違いがあるように思われたいと思つて、ある国の世論調査を見ますと、相当日本の場合には違つた形になつていて、こういうふうに見ておられるわけであります。

それはそれといたしまして、いずれにしても国家存続の基本である防衛体制につきましては、その必要性について不断のしかも地道な国民へのPR活動、これを少しでも多くして理解を得るという努力が必要ではないか、こういうふうな思われたいと思つておられます。防衛庁の努力を多とするわけでありますし、またこれは防衛庁だけの問題でも

ありませけれども、国民へのPR活動、この取り組みについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(久間章生君) 我が国は、御承知のとおり、日本国憲法のもと専守防衛に徹して他国に脅威を与えるような軍事大国にはならないという基本理念に従ひまして、日米安保体制を堅持しながら、防衛計画の大綱のもとに節度ある防衛力を自主的に整備しているところでございます。当庁としましては、このような基本的な防衛政策や国の防衛の重要性、また防衛力の必要性などにつきまして国民にわかりやすく説明しその理解を得ることは、御指摘のとおり重要なことだと考えております。

このような観点から、従来からも当庁としては各種広報活動に努力してきたところでございますが、やはり広く国民の皆様方にこのような基本的な姿勢また現状等について理解してもらうことが大事でございますから、これからもさらに我が国の防衛問題に対して国民の理解が得られるよう努力していきたいと思っております。その中で、広報の役割というのは非常に大事だと思っております。

○須藤良太郎君 それから、今後の防衛庁の役割といたしまして、私は安全保障対話の問題、それから防衛交流の問題、これは非常に重要だと思っております。

特に中国に注目しているわけでありまして、本年早々、久間長官と選田国防相との会談で日中間の防衛交流促進が合意されたと思ひます。具体的には、久間長官が早く訪中する、それから両国の制服組の早い相互訪問等々が行われると聞いておりますけれども、率直に申しまして、今度の新しい中国指導者、特に朱鎔基首相なりあるいは胡錦濤副主席、これはいづれも文字どおり新しい時代を切り開く上で不気味なほどに迫力を持っています、こういうふうに出てくるわけでありまして、それだけに、ぜひ防衛面での中国との交流促進、これが強力に図られるということは非

常に大きな意味を持つわけでありまして、期待をするわけでございます。

そういう意味で、長官のお考え、方針等をお聞かせいただきたい、こういうふうに思ひます。

○國務大臣(久間章生君) おっしゃるとおり、やはりこれから先は、必要な防衛力はもちろん整備しますが、日ごろから防衛対話、防衛協力、いろいろな意味での交流を深めることによってお互いの信頼醸成を深めていくことが大事だということ、従来も防衛庁に限らず我が国としては交流その他をやってきたわけでございます。

私になりましてからも、こちらから韓国等に出かけていきましたし、またロシアからも国防大臣が見えまして、その他いろいろ交流をやってきたわけでございます。やはり中国との関係について言いますと、十数年ほど前、我が国から栗原防衛庁長官が訪中したのが最後で、その後交流はございまして、しかしながら、アジア太平洋地域において大きな影響力を有している中国との間で相互理解や信頼関係を増進するということが、両国間の安全保障に資するだけではなくて、アジア太平洋地域の平和と安定にも資するものでありますから、防衛庁としては中国との防衛交流の中で、特に我が国の防衛政策に対する中国側の理解の促進に努めるとともに、中国の軍事力とかあるいは国防政策の透明性の向上を働きかけてきておったわけでございます。

そういう中で、昨年九月と十一月の日中首脳会談におきまして、防衛関係者のハイレベル交流を含めて日中防衛交流を今後一層推進していくことが合意されたのを受けて、本年二月には先ほどおっしゃいましたように、公式訪問としては初めて選田国防部長が日本に見えまして、その際に行われました日中防衛首脳会談におきましては、こちら側の防衛庁長官の本年前半の訪中を望む、統幕議長と参謀総長の相互訪問の早期実現を望む、また防衛研究交流や防衛医療交流の推進をする、官邸相互訪問の実現に向けた検討の開始等について合意されたわけでございます。

そういうこともございまして、国会のお許し等を得られれば私でもできるだけ早い時期に中国を訪問して、今述べましたようにアジアにとっても非常に大事な国でございまして中国との防衛交流に努めていきたいと思ひますところでございまして。

○須藤良太郎君 ぜひこれは積極的に頑張ってくださいというふうに思ひます。

次に、自衛隊の士気等にかかわる問題でありまして、防衛庁の本来の役割は、国防のための警戒監視活動あるいは作戦、訓練ということであるとあります。これに加えまして、六年前からPKO、国際平和協力業務が加わりまして、カンボジアでは大きな成果を上げたわけでありまして、今日もブラン高原等で活躍中でございます。

さらに、国際緊急援助活動としての海外への災害派遣、さらにはここ数年国内でいろいろ大きな災害、事件が起こっております。特に阪神・淡路あるいは地下鉄サリン、それから奥尻なり鹿児島の出水市なり、長野県の小谷あるいは北海道のトンネル事故等々たくさんあったわけでありまして、これらにおける自衛隊の活躍には非常に目覚ましいものがあるわけでありまして、そういう意味で私は国民の感謝、期待は非常に大きいというふうに思っております。

しばらく前に防大卒の方が多数ほかの方に流れたということが話題になったわけでありまして、けれども、そういう問題も含めて、今日の防衛庁、自衛隊の士気はどんなものなのか、この辺について若干お話しただけだと思ひます。

○政府委員(坂野興君) 今、先生お話しございましたように、自衛隊の業務の中でも特にPKOとか災害派遣とか、こういった分野に対する国民の理解あるいは関心は大変深まっているというふうに私もどうしても考えております。

総理府が昨年実施いたしました自衛隊・防衛問題に関する世論調査におきまして、自衛隊の国連平和維持活動への参加に賛成すると回答した者の割合は約六割でございますし、災害派遣活動は成果を上げていると回答した者の割合も約九割と

大変高い割合を占めております。これらの活動における自衛隊の活躍は国民から高く評価されているというふうに私もどうしても考えております。このような活動を通じて、国民の自衛隊に対する関心、理解の高まりによりまして、隊員は社会に貢献しているという実感のもとで自信と誇りを持って日々の職務に従事しているというところ、ございまして、隊員の士気向上にも好ましい影響が与えられている、このように考えております。

○須藤良太郎君 これからの防衛にとりまして生死を決するような重要な問題はやはり情報の問題ではないか、こういうふうな思ひ方があります。宇宙ステーション等につきましてもいろいろ大きな制約を持つわけでありまして、防衛庁の情報収集あるいは情報交換等につきまして今後どういふふうに取り組んでいくのか、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤謙君) 今、須藤先生から御指摘ございましたように、私もいたしましては、情報機能の充実ということが極めて重要である、こういうふうな考えております。防衛計画の大綱にも記しているところでございまして、情勢の変化を早期に察知する、機敏な意思決定に資する、というような観点から、多様な情報収集手段の保有あるいは能力の高い情報専門家確保というところを通じて、戦略情報を含む高度の情報収集・分析等を実施し得る体制の構築に努めてまいりたい、かように思っております。

このような努力の一環として、昨年一月に先生方の御理解もいただきまして、防衛庁の中央情報組織といたしまして情報本部というものを新設したところでございまして、また、本年はさらにその要員を、自衛官二十五名の増員も実施をするという予定でございます。

今後とも、この情報本部の機能あるいは運用態勢の充実、こういうようなことを図ることによりまして防衛庁としての情報収集・分析体制の充実に努めてまいりたい、かように思っております。

でございます。よろしく願ひいたします。

○須藤良太郎君 最後に、久間長官から、士気の問題あるいは情報の問題等々、これからの日本の防衛を担う最高責任者としての御決意というかお考えを一言お願いしたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) やはり我が国の防衛をしっかりと立てていくためには、それに携わる自衛隊員の士気が大事でございます。そういう意味では、幸いに国民の期待も非常に高まっている今日、自衛隊員の士気も非常に高揚してきておりまして、非常にいいことだと思っております。これから先、何といつても我が国の安全を守るといのが第一の目的でございますけれども、それにとどまらず、最近我が国は災害常襲地帯でもございまして、そういう場合における自衛隊の活躍に対する期待もございまして、そういうことに對しても機敏に對応できるような心構えで對処していきたいと思っております。

これから先、PKO等がどういうふうになりますか、これはまた国会の御議論等もございましてけれども、今日、国際貢献に対する自衛隊への期待も非常に国民の中では高まってきておりますから、これらについてもいつでも對応できるような心構えでみんなもおるようでもございまして、そういう方面でもしっかりと對処していけるようにしておきたいと思っております。

なお、情報につきましては、これは情報本部もできたことでございますし、これから先、発足いたしました情報本部を中心として、正確でしかも早い情報を集めることによつて間違ひのないようにしていきたい、そう思っております。

○須藤良太郎君 終わります。

○齋藤勲君 民主党・新緑風会の齋藤勲でございます。防衛庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして何点か質疑をさせていただきたいと思ひますが、法案の具体的な中身に触れる前に一点お尋ねをしたいことがございます。

議後の記者会見で、いわゆる日本有事の関連法整備について、単なる研究にとどまらず、法整備をするならば、どんな問題があるのか検討に入らなといけません、こういうふうな記者会見をされたということが報じられております。この発言ですと、そういう前提で法整備を視野に入れた新たな有事法制の研究が必要だと、こういう趣旨ではないかというふうに思ひますが、その後に村岡官房長官が、久間長官の記者会見の後を受けてなんでもしよ、法制定を前提として検討を始めることを決めた事実はないとして、政府としての態度は決定していないということとを十四日午後の記者会見で述べられております。

昨日の報道ですから一昨日の記者会見ということ、これが報道の内容でございますが、久間防衛庁長官の記者会見を受けて村岡官房長官の記者会見というところで違ひが出ています。率直に申し上げまして、閣内での意思統一ということはどういうふうになつていようかというのを伺わざるを得ないものでございまして、きょうは官房長官に出席をお願いしておりますが、このことについてお尋ねしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 官房長官の発言と私の発言と実を言いますとそんなに食い違つてはいるわけじゃないわけでございます。

私が言いましたのは、その私の述べました内容をそのまま言ひましても、こゝで言つていますように、単なる研究から、もう少し研究だけにとどまらず法整備をするのであればどういふ問題があるかというふうな気持ちであります。法整備を進めるといふことではなくて、法整備に向かつての検討といひますか、要するに言ひたかつたのは、従来の研究成果をもつて直ちに法整備はできないという気持ちがあるわけでございます。

といひますのは、この従来の研究成果というものは、法整備を前提とするものではないということとで研究をしたわけでございますから、そこで出てきた成果をもつてすぐ立法化したらどうかとい

うような意見が一方で党の方から出てまいりましたので、そういうふうな直ちにやれる問題ではないんだということを言ひたかつたわけですが、私も、私の言葉足らずだったのか、ああいうふうな報道になりました。

これはかなり幅広く検討しなければならぬ問題があつて、村岡長官の答弁によりまして、慎重に對処するといふような表現になるのかもしれないけれども、もう少し幅広く検討しなければ、この問題は成果物があるからといって直ちに立法化といふようなことにはまいらないといふようなトーンを述べたつもりだったんですけれども、これが立法へ着手といふような表現に報道されまして、私自身そんな言ひ方じゃなかったんだけだといふような思ひがその後にあつたわけでございます。

それで、村岡長官が言われましたのもそういうことで、有事法制について法整備を前提とした検討を始めることを決めたという事実はございまして、もう少し幅広く検討してみないといけません、もう少し幅広い検討をしてみないといけません、決して意見が食い違つてはいるといふことではないと思ひます。

○齋藤勲君 きょうは法案の質疑もございまして、有事法制の是非について論じるつもりはないんですが、いずれにしても、最近いろいろ閣内不統一、閣内一致がやはり何か随分乱れてはいるのではないかなという危惧もございまして、大変重要な問題です。私は、官房長官というのは、総理がもちろん最高責任者ですが、閣議等については所管大臣も記者会見をされますが、閣議全体は官房長官の記者会見をもつて、スポークスマンとして明らかにしているというふうな受けとめさせていたいただきますと、私の官房長官の記者会見の受けとめ方というのは、閣議の中では法制定を前提として検討を始めるのか決めた事実はないといふことを表明している、このことが閣内の統一見解であるといふことでよろしいですか。

○国務大臣(久間章生君) 結構です。○齋藤勲君 それでは引き続き質問をさせていただきますが、今回の法改正の中で、まず統合幕僚会議の機能の充実ということについて触れさせていただきたいと思ひます。

まず、今回の機能充実に至つた前提、理由、これについて伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 御承知のとおり、阪神・淡路大震災等がございましたときに陸上自衛隊の部隊が出ました。また航空自衛隊の部隊も出ました。そして、後からいろいろと検証してみますと、この場合にはこちらの部隊が出た方がよかつたとか、あるいはここが両方ダブつて出たしまつたとか、いろんなことがあつたさうでございます。

その当時、私は防衛庁長官をいたしておりましたけれども、そういうふうな経験に立つて、今、統合幕僚会議は防衛出動と治安出動の場合のみにそういう統合調整の機能を持つておりますけれども、それだけではなくて、平時においてもこのような大規模な災害等においてはやはり統合幕僚会議が、特に二部隊以上が参加するやうな場合には統合調整機能を持つてやつた方がいいんじゃないかといふことで、それ以来検討を重ねてまいりました。そして今回、このような改正案を持つたわけでございます。今回の法律はそれ以外のものも持つておりますけれども、統幕機能の強化についてはそういうふうなことでございまして。

○齋藤勲君 ただいま理由についても伺つたんですが、今度、統合幕僚会議がいわゆる出動時以外も長官の補佐を行えるようにする、こういうことですが、現行でも不都合な点が特に何かあつた事例があるんだらうかといふこと。それから文言で「大規模災害派遣等」と、「等」といふ文言があるんですが、この「等」といふのは、例えばどういふことを想定されておつたのか伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 現在、不都合といふほどのことはないと思ひますけれども、望ましいと

いう点では統合運用した方がいいという、先ほどの災害等の例もそうでございます。それから、例えば現在、岡山高原に行っており、海、空も一部入っております。しかしながら、海の場合は、幹部は医官であるとかもう本当に少ないわけで、ほとんどは陸上でございます。これから先、国際平和協力業務あるいは国際援助隊ですか、そういう形で出ていく場合に、陸上、海上、航空それぞれ部隊が二部隊以上統合して部隊を編成される、そういうようなケースもやっばり出てくると思います。そういうことになりましたと、やはり統合幕僚会議がそれを全体として統合調整した方がいいというようにもございまして、そういうケースも入るわけでございます。

あるいはまた、今は海外の邦人の救出等につきましては、航空自衛隊が政府専用機あるいは航空自衛隊の飛行機で外務大臣から依頼を受けたときに行くことになっておりますけれども、これらについても将来二部隊が出るようなこともあり得るというようにも考えますと、やはりそういうような場合にも対処できるようにした方がいいんじゃないかというようにも考えましてこのようにしたわけでございます。

○齋藤勲君 そうしますと、今答弁があったのは「大規模災害派遣等」の「等」の部分ということでよろしいですね。

○国務大臣(久間章生君) はい。

○齋藤勲君 そうすると、これも報道だったんでしょか、今回の統幕会議の機能の充実というのはいわゆるガイドラインの法整備に向けての一つの布石ではないかと、こういう指摘もあるんですが、そのことについてのお考え方を伺いたいと思います。

○国務大臣(久間章生君) これは全く最初のことからそういうこととやございまして、今言いましたように、阪神・淡路大震災の経験からそういう議論をして統合運用というようにすることにしたわけでございます。

そして、今言いましたように、大半はそうなっておるわけですが、ただ、海外の在外邦人の救出のときになってまいりますと、今度のガイドラインの中で、いわゆる今の航空自衛隊による百条の八だけではどうかという議論が出てまいりまして、海の部隊が出ていくこともあるんじゃないかということになってまいります。

そうなつてまいりますと、そういう部分は確かに、ガイドラインで新たにでてくる部分が統合幕僚会議の所掌事務に入ってくることはあり得るわけでございます。そういうことによつて、それを先取りしたものではないかという議論になることもありますが、我々の本旨は、阪神・淡路大震災を契機として、その経験に基づいて統合運用をしようというときに、先ほど言いましたPKOとかそういうものも入っており、そこで、「等」という形でもう少し幅を持たせた。

そこで、今度のガイドラインで在外邦人の救出というのが出てまいりましたが、それは含まないのかと言われますと、それが実現した場合には含み得るということになりますので、結果としては先取りだったんじゃないかという御指摘もあるのかと思ひますけれども、意図はそういうことでございます。

○齋藤勲君 いわゆる統合幕僚会議というのは制服の方々の組織だというふうに思うんですが、長官自身のシビリアンコントロールのもとでの補佐という関係ですね。私も、この統合幕僚会議の中心というのにはまだ詳しく研究してまいりましょうか、それなりに理解を深めていない部分もあると思うんですが、今、出動時として出動時以外にも運用をするということについては長官の指示に基づいて行なうわけですね。そうしたら、運用状況とか運用報告とかいうことについては、これはどの程度公開をいたしますか統合幕僚会議の公開。その実情というんでしょうか、経過とかその後の結果報告もそうなんですが、例えば情報公開的な発想で今申し上げさせていただいている

んですけれども。

○国務大臣(久間章生君) 細かい運用等については担当の局長から答弁しますが、その前に、現在の制度でございまして、統合幕僚会議がございまして、防衛出動とかあるいはまた治安出動以外の場合、災害でもそうであるいは今のPKOでもそうであり、これから先のいろんな運用に係るものは全部、それぞれ陸幕長あるいは空幕長、海幕長が防衛庁長官を補佐するということになりまして、統合幕僚会議議長がおるにもかかわらず、統合幕僚会議議長が補佐するという仕組みになつていないわけでございます。

防衛出動、治安出動のときだけ防衛庁長官を補佐するということになっておりますから、シビリアンコントロールの制度としてはあるわけですが、けれども、統合幕僚会議議長は防衛出動と治安出動のときだけ登場するので、それ以外のときには長官を補佐することになっていない。ところが、二部隊が統合して行動するようなケースが出てきた場合には、やはりそれは統合幕僚会議議長がきつと補佐するというふうにしていただく方がむしろ望ましいんじゃないか、そういう考え方でございます。

したがいまして、運用の実態あるいは報告等につきましては従来と変わらないわけでございまして、その辺の中身につきましては担当局長から説明させていただきます。

○政府委員(太田洋次君) お答え申し上げます。今、大臣から御説明申し上げましたように、自衛隊が部隊として行動する場合に、その指示、その承認はこれは防衛庁長官が行います。この具体的な実施という点になりますと、その場合に、ちよつと具体的な例で申し上げますと、この法案がございまして、先ほど大臣がお答えしました例の中に、PKOの場合に、陸海空自衛隊がございまして、その部隊として二以上の部隊で編成される場合が仮にあるとします。そういう場合には、実際の実施計画等の事務を所掌し

ておりますのはいわゆるPKO事務局でございまして、ここから防衛庁の方に、今度こういうPKO活動に自衛隊に参加してほしいというところの依頼がございました場合、私どもの方にそういう事務調整がございまして。

その場合に、陸海空自衛隊、それから先ほどの例のように二以上の自衛隊の特別の部隊をつくつて統合運用した方がいいというようにも場合がございます。これは統合幕僚会議の事務局にも相談することとなります。

そのための根拠として、今回、統合幕僚会議の所掌事務の第六号に、その受け皿と申しますか所掌事務に関するものを改正事項として入れていただくわけでございます。これにより、統合幕僚会議として、どういう部隊をつくるか、それからそれに当たつてどういう協力をやるかということ等々について実際にその補佐に当たることのできるわけでございます。

この場合、長官がすべて統一的にやるわけじゃないと、その必要があるというふうには長官が認めた場合ということになりますけれども、その場合に、指揮命令に関するところで統合幕僚会議が補佐することができるようになるというようにございまして、今回の改正はその趣旨を盛り込んだものでございます。

○齋藤勲君 それぞれの今の御説明、答弁ですと、いわゆるシビリアンコントロールのもとですべてこれから行い得る、行っていくものだというふうな理解してよろしいですか。

○国務大臣(久間章生君) そのとおりでございます。

○齋藤勲君 次に、外国人の教育訓練の受託に関する制度でございまして、これまで外国人の教育訓練というのは行っていると思うんですが、我が国におけるこの実績について、国別人員というのは、国がたぶんあれ何ですけれども、この場で言えるような時間の範囲で、国とできれば人員の実績についてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(坂野興君) お答えいたします。

防衛庁におきましては、友好諸国との間の友好親善や相互理解を増進することを目的として、昭和三十三年以来、防衛大学校、防衛研究所、自衛隊の学校などにおきまして留学生の受け入れを実施しているところでございます。

これまでの実績としては、昭和三十三年にタイ、フィリピンから留学生を受け入れて以来、平成十年四月までに十四の国から約五百二十名の留学生を受け入れていただいております。このうち八カ国からの約七十名が現在も留学中でございます。

現在留学中の国として申し上げますと、八カ国で、タイ、シンガポール、フィリピン、米国、パキスタン、韓国、豪州、それから中国がその内訳でございます。

○齋藤勲君 今回、教育訓練の履修を支援するというところで給付金の制度が盛り込まれているんですけれども、これはそれぞれ実績を報告していただきたが、相手国と申しましたようか相手側の国の方からそういう強い要望があったのかどうか。今度給付金を支給することに至ったきっかけですかね、原因、要因ということについてお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(坂野興君) 日本に留学生を派遣するということにつきましては、私ども、今までいろんな諸経費の無料化というような諸施策を講じてまいりましたし、それから日本語を習得するということがやはり大きなネックになっておりますので、日本語課程を設けるとかそういったことも実施してまいりました。

しかし、やはり日本での生活費が高いということが、特に開発途上国から日本に留学生を派遣するに当たりまして障害になるといふようなこともございまして、具体的に特定の国からは、そういった財政的な支援もしてほしい、そうすれば留学生も派遣できる、そういうふうな声もございまして、今回実施させていただきたいということで、今法案を提出しているところでございます。

○齋藤勲君 今回の法律が成立をして、具体的に国の数がふえたり人員がふえたりしていくということについては見込んでいらっしゃるでしょうか。

○政府委員(坂野興君) 今回の措置によりまして、具体的にどの国ということはまだ現時点では申しかねますけれども、いろんな二国間でのやり取りの中で、こういう制度ができるということに伴って留学生を新たに派遣していきたい、そういうふうな国も現にございます。

○齋藤勲君 三十三年以来、五百二十名、現在八カ国七十名ということですが、これは先ほどの教育訓練の理由なり、これからさらに給付金制度により定着をさせるといことがねらいでしょうかけれども、言ってみればアジア諸国が中心ですか、先ほど信頼醸成措置という長官と須藤先生とのやりとりが別な角度でございましたが、私もそういう意味での信頼醸成措置の大きな一つの柱ではないかなというふうには認識をします。

訓練後帰国した留学生の方々と、それから今度日本側とのコミュニケーションなり、帰国をいたしました、さればなしということはないと思うんですけれども、このアフターケアというんですか、それはどういふふうな取り組みをされているのですか。

○政府委員(坂野興君) 防衛庁の留学生受け入れの趣旨につきましては、先生大変御理解いただきまして大変感謝しております。確かに留学生を受け入れてその後はほったらかしということになりますと、せっかくのいろんな努力というものが十分な効果を上げないということになります。

そういうことで、私どもといたしましては、我が国と派遣国との間の友好親善、相互理解をさらに増進していくためには帰国後の留学生との交流を継続していくことは重要である、このように考えております。このような観点から、防衛大学校を卒業した留学生につきまして、我が国に招聘いたしまして、自衛隊の部隊の研修などを二週間程度実施する、こういうふうなことで我が国の留学経験者との交流の継続にも努力をしているところでございます。

るでございます。

また、そのほか我が国の留学経験者が卒業後にさらに上級の自衛隊の学校に再度留学するといった例もございまして、我が国の防衛駐在官の赴任先での対応窓口となったり、また在日武官として活躍する例などもございまして、さまざまな面で交流が継続されているというのが実態でございます。

○齋藤勲君 この制度につきましては、先ほど私自身も位置づけをしていますので、ぜひまたより積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思っています。

次に、日米地位協定に関しまして、何点かお尋ねさせていただきます。

外務省の見えですね。新年度から日米安全保障条約に、今度の予算の説明の中にも入っていたのですが、日米地位協定室というのを設けると、設けたのでしうか、正確には、この日米地位協定室というのをつくったわけでしょうかけれども、日米地位協定室と書いてあれば、その言葉どおり文字どおりなんでしょうけれども、ねらいとそれからスタッフというんでしょうか、一人や二人じゃないと思っておりますけれども、このスタッフについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(高野紀元君) 昨四月十五日でございますが、国会の予算のお許しもありまして、外務省の北米局日米安全保障条約課の中に日米地位協定室を設置させていただきました。

この考え方は、我が国に米軍が駐留し、それに必要な施設・区域を提供しているわけでございまして、その関連で種々の周辺住民の方々の御負担があるいは米軍の訓練等から生じる問題が生じているわけでございまして。特に、最近年におきましては、沖縄における諸般の問題が起きて、これに伴って日米安保条約の運用あるいは我が国における米軍の駐留そのものについて、国民の皆様方からのいろんな声をいただいている。そういう背景のもとに、やはり日米安保条約をきちっとかつ円滑に運用するためには、この駐留に伴う問題、それ

に法律的な枠組みを提供しているのは日米地位協定でございますが、その問題については、より専門的あるいは集中的な対応をする体制を整備しなきゃならない、こういう考え方でございます。

予算の定員上八名をいただいておりますので、日米地位協定室長も昨日着任いたしました。

○齋藤勲君 そこで、今国会の中でも、衆議院の議論を伺った中で、幾つか日米地位協定に絡む見直しあるいは運用の改善等についてやりとりがされております。私も本会議の中で、全国の渉外関係主要都道府県知事連絡協議会から政府に対する要望の中で、運用等適切な見直しを行ってほしいということでも本会議でも述べさせていただきましたが、率直に申し上げまして、総理からの答弁は従来と変化がない答弁であったというふうに理解せざるを得ません。

今回の新しいそういうポジションができたことによつて、私はむしろ、今沖縄の例を御例示になりましたけれども、現実にはその地域で起きてるさまざまな問題について、より積極的に情報収集をして、運用面そして地位協定問題について積極的に日本政府の立場を明確にしていこうということが日本の政府にとって大きな責務ではないかなというふうに思います。

まず、具体的にお伺いしたいんですが、いわゆる低空訓練飛行というのがございまして、これを今どのルートのことを承知をしているのか、あるいはどういふ事件があったとかいうことではないんですが、相当前に私もこのことでの国会でのやりとりの中で、いわゆる地位協定上の問題、米軍と日本とのやりとりの中で幾つか政府から見解が出されておりますので、この見解については現在もそういう見解なのかどうかということについてお尋ねさせていただきます。

一つは、いわゆる飛行訓練の参加機数あるいは飛行ルート、これを政府は事前に連絡するよう米軍に求めているべきではないか、こういう質問をしておりますが、政府の方の答弁というのは、「個々の飛行訓練の具体的な内容について我が国へ

の連絡を行う必要はなく、政府として、かかる連絡を行うよう米側に求める考えはない。」と、これが一つ。

もう一つは、低空飛行訓練については、最低高度規定など航空法の規制が適用除外になっている、騒音、安全面から大きな問題だ、事故多発の折から政府は米軍に対し高度、スピード制限等、規制を強化するよう申し入れるべきだというのが二つ目の質問であります。それに対して政府の方は、「米軍は、飛行訓練を行うに際しては、民間航空路を避け、最低安全高度を尊重する等航空交通の安全と秩序の維持に配慮しつつ実施しているものと承知をしている。政府は、御指摘の米軍機墜落事故にかんがみ、安全確保の徹底等につき改めて米側に申入れを行い、米側も同申入れを了解をしたところであり、政府として飛行規制の強化等を米側に求める考えはない。」ということ、これは岩手県内におきます米空軍機の墜落事故のときのその後のやりとりでございます。

いわゆる飛行ルート、訓練空域について連絡を日本政府の方に行うように米側に求める考えはないということ、もう一つは、航空法、国内法ですけれども、事故のあったことについて安全と秩序に特に配慮してほしいということとを申し入れたけれども、飛行規制の強化等については米側に求める意思はないんだと、こういうのが二つの柱になつてゐるんですが、このことについて現在の考え方についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(高野紀元君) まず、先ほど申し上げました地位協定の点で訂正させていただきたいと思いますが、定員上八名と申し上げましたが、九名でございます。

それから、今の御質問でございますが、いわゆる低空飛行訓練に関連しての御質疑というふうに理解いたしますが、まずいわゆる低空飛行を我が国で行っている際の飛行ルートでございます。

これは従来から申し上げてるところでございますが、米軍が飛行訓練の目的達成、飛行の安全確保、住民への影響抑制等の必要性を安定的に満

たすとの観点から、一定の飛行経路を念頭に置いて飛行することがあることは承知しております。かつ、これは随時安全性の問題あるいは周辺住民の方々への影響等も考慮に入れながら見直しをしているというふうに承知しております。

そういう中で、具体的なルートの詳細、そういう意味での詳細は、米軍の運用にかかわる問題であつて我が方として承知しておりません。

それから、飛行訓練のあり方と申しますか、具体的な飛行訓練の実績と申しますか、そういうものについての詳細でございますが、これも今のお答えと同様になるわけでございますが、米軍としてこのような飛行訓練というものは各軍のパイロット等の練度の維持ということから軍として規則上やらざるを得ないという立場で、我が国として駐留を認めている以上これを認めるということが我が方の立場でございますけれども、訓練の詳細については軍の運用上の問題でございますので、我が方としては米側から一々その詳細の一つ一つについて通報を受けているわけではございません。

それから、最低飛行高度あるいは最低安全高度の関連でございます。

これは今御指摘のように、在日米軍の航空法との関係におきましては特例法がございまして、一定の範囲で航空法の適用免除を行つております。この基本的な考え方は、必ずしも我が国だけではないで、外国軍隊が外国に条約上駐留を認められてゐる際に、その軍隊というものは国内法は一般的には適用されないという考え方があるわけでございます。軍としての一つの特別の地位ということで、これはNATOにおきましてもあるいは韓国におきましても外国軍隊が駐留する際には基本的にその考え方がなつてゐるわけですね。

しかしながら、それでは受け入れ国の国内法を無視して自由に行動していいか、そういうことではございませんで、日米の地位協定におきましてもほかの国における地位協定と同様に、駐留する受け入れ国の国内法を十分尊重しなければならぬという義務は課されているわけでございます。

その関連で申し上げますと、この最低安全高度に關しましては、我が国航空法の第八十一条及びそれに基づく運輸省令第七十四条がございまして、人ないしまたは家屋の密集している地域の上空では三百メートル、その他の地域では百五十メートル以上の距離を保つて飛行することというふうになつております。この部分は法律的には適用になつておりませんが、この点は米軍として十分尊重して飛行訓練を行っていることは再々米側も明らかにしておりますし、最近について申し上げますと、米側は四月一日付のプレスリリースということでこの点も改めて明確にしております。

その当該部分を申し上げますと、在日米軍は、国際基準を遵守し日本の国内法令を尊重している、在日米軍は、最低飛行高度に関する規則、人口密集地三百メートル、その他の地域百五十メートル等、日本の航空法令を自発的に遵守しているということとを述べているわけでございます。

○齋藤勲君 そこが大事だと思ふんです。私は、地位協定はさまざまな国内法除外というような規定がありますが、原則としては国内法遵守だと思ふんです。

それで、しかしということでもさまざまな除外規定があるんでしようけれども、いずれにしても、駐留の外国の軍隊というのは少なくとも国内法を尊重するということが、法律専門家に例をとるまでもなく国際慣習法のルールであるということについて、私はここではつきり申し上げさせていただきます。

次に、飛行ルートとかさまざまな問題について、アメリカ国内においては、アメリカ国民に向けては米空軍というのは、インターネットのホームページの中に低空飛行訓練という広報をしているわけですね。その最後の方には、規則に違反をしている飛行機がいたら最寄りの空軍基地に連絡をしてくださいと、こうまで記述をしているわけですね。

今、後段局長から触れられましたけれども、尊重しているとか自発的にとかというふうに言いま

すが、これは少なくとも国内法の原則ということや、これだけの地方自治体から、例えば地位協定の運用とかなかで、具体的に今申しした点でいいますと五条関係ですけれども、米軍機の飛行については、航空法の今八十一条を読み上げられましたが、現在最低安全高度の規定が特例法により適用除外されているのを見直し、航空法第八十一条を適用されたいということと明確にされているんです。これはやはりきちんと何か明記をさせていく、そして国民に明らかにさせていくという努力が私は必要ではないかというふうに思います。

いわんや、米軍のダブルスタンダードというふうによく言われるんですけども、国内にあつては国内法を米軍は尊重する、しかし他国に行つたら他国ではどうもそうではないということになりますと、大変問題があるうかというふうに思ひます。

外務省としては、今私が申しましたアメリカ本土において低空飛行訓練の広報、ホームページを今一例出させていたんですが、国防総省と地域別の航路図、航空従事者等の情報マニュアル、それからいかなる航空機も人や船舶、構造物から五百フィート以内を飛行してはならないというような規則をきちんと記して、何かあれば国民の皆さん通報してくださいと、こういうふうになつてゐる。

こういった事実というふうなことをやっぱりきちんとアメリカ側の方に申し入れをする。たまたま今、低空飛行訓練のことを言つていますが、そのほかにもたくさんあるんですけども、こういったことをやはり日米地位協定の見直しの俎上にのせて、その役割を果たすのが日米地位協定だということに私は受けとめさせていただきたいんですけれども、いかがですか。

○政府委員(高野紀元君) 低空飛行問題に關しましては、先般イタリアで極めて重大な事故が生じたわけでございます。私どももこれを非常に重要視し、重大視して直ちに米側に対してこの訓練の

あり方、特に安全面から見て米側に對して再度何が出来るかという観点から申し入れをいたしました。現在、この話し合いをしているところでございます。

今の御指摘の關係で、アメリカの国内では飛行ルートがあり公表されているではないかという御指摘であらうかと思いますが、これはアメリカの國家映像地図、NIMAというものがございまして、そこで市販されている米国の低高度における計器飛行方式ルート」という航空図に連邦航空局が承認した軍の飛行ルートが記載されていることは事実でございます。

他方、私も確認しているところでございますが、こういうルートをつくっていることはそれぞれの航空環境というものが置かれていては違ひから出てきているわけでございます。米国内では小型の民間航空機が極めて大量に飛び交うということも含めて、こういう制度を連邦航空局が軍との調整において行っているということで、これが発表されているわけでございます。

米軍の実際の訓練は、このルートももちろん使っておりますが、我が国で行われているような意味での有視界飛行によりまして、もちろん安全性を見ながら一定のルートを使っているというの、これもまた事実であることが確認されております。したがって、その部分に關しましては我が国と米国の間で差がある、つまり有視界飛行の部分については同じような訓練をしているということはまた事実でございます。

それから、ヨーロッパにおきましても、これは各国それぞれ国情が違ひますが、例えば英國の場合は我が国とほぼ同じような制度をとっております。あるいはドイツ、イタリアの場合は空域を設けたりしているところでもまたちよつと差があることはそのとおりでございます。

したがって、米国内と我が国との關係で申し上げますと、米国内における飛行訓練のあり方というものは少なくとも同じようなシステムをとっている部分もあるということでございます。

一般的に申し上げますと、米側としては、我が国における低空飛行のあり方とそれから米国内において行っている低空飛行のあり方を照らし合わせた場合に、米側の説明によりまして、日本における国内法令を遵守、尊重しているわけでございますが、このあり方の方が米国内で米軍が行っている方式より厳しい、つまり米国内で行っている飛行訓練というのはより低いところを飛んでいる例もあるということを含めてだというふうに理解しておりますけれども、そのような説明を受けているわけでございます。

繰り返してございしますが、いずれにしても、この問題は非常に重要な問題だという認識を私もしております。現在、安全対策でどのように改善が出来るのか、米側と話し合いをしているということでございます。

○齋藤勲君 時間も来ましたので終わりますが、いずれにしても、六〇年代に結ばれた地位協定で、その後いろいろ状況も違つておりますし、それからいよいよ空の部分でも非常に技術が向上していろいろ訓練の形態も変わつています。私は、運用も大切ですが、地位協定そのものについて、やっぱり現状に合った、我が国の納税者にきちんとして説明できるように、主権国日本としてきちんとして説明出来るような、そんな説明のできるような地位協定にしないかならないし、アメリカとの話し合いをしていかなきゃならないということをお願い添えさせていただきます。終わりたいと思います。

○高野博郎君 最初に、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に關して何点か伺いたいと思います。

この設置法の一部改正の目的は何でしょうか。そして、なぜ今改正をしなくてはならないのか、それについて伺いたいと思います。

○國務大臣(久間章生君) 先ほども述べましたとおり、かねてからいいますか、阪神・淡路大震災が起きた後いろいろ議論をしておりますが、やはり二部隊等をもう少し統合運用した方が

いいというような反省にも立ちまして、防衛大綱を決めましたときにも、大規模災害等各種事態への対応等の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、統合幕僚會議の機能の充実を図ることというようなことを議論してまいりました。そして、これをやるためにはやはり法改正が必要だということとでその準備をしておたわけでございますけれども、今回ばかりの自衛隊法の改正がいろいろありますけれども、いよいよ統合幕僚會議の機能の充実強化ということをテーマとして改正案を出させていただいたわけでございます。

○高野博郎君 大震災を非常に強調されておられますが、それならもっと早く改正をしてもよかつたのではないかと気がいたします。

それに関連して、若干私も疑問を持っておりますが、統合幕僚會議の機能の充実、そして陸上自衛隊の旅団の創設、それから海上自衛隊の補給本部の設置、この三つはそれぞれ密接に関連していると思ふんです。これは一つの目的に對應しているのではないかと思ふんです。

そこで、この統合幕僚會議の機能の充実の中で、出動、これは防衛出動と災害出動があると思ふんですが、この出動時以外においても自衛隊の統合運用が必要な場合、これは具体的に、先ほど言われた大震災とか大規模災害とか、そのほかにもどのようなことを念頭に置かれておられるのでしょうか。

○國務大臣(久間章生君) 今、委員がおっしゃられました出動というの、これは防衛出動と治安出動だけなんです。災害出動は自衛隊の活動であつて、自衛隊法上は出動としてはとらえておりませんから、従来の法律でいきますと、我が国が攻撃された場合の防衛出動と治安出動、この二つだけ統合幕僚會議の議長が長官を補佐することになっております。したがって、災害につきましましては、大規模災害だけではなく小さい災害も含めまして、統合幕僚會議は全然関与しないことになっておるわけでございます。

だから、今言いましたように、それを大規模災害等の場合にはそうしようと。その「等」というのは、大規模災害だけではなくて今度はPKO等、そういう活動等についても、二部隊が参加するような場合には防衛庁長官が必要と認めたときには統合幕僚會議議長をもつて補佐させるような仕組みにしようということで、今回の改正に及んだものでございます。

○高野博郎君 この統合的な運用という言葉がよくわからないんですが、大規模災害等々ときは派遣をするわけですが、出動と派遣と運用というのはこれは違うんでしょうか。

○政府委員(太田洋次君) 自衛隊の任務は大きく分けまして、主たる任務の中に、我が国の直接侵略あるいは間接侵略、それからその他公共の秩序の維持に当たるといふものがございまして。そのほか、自衛隊の持つてゐる機能を効果的に活用して國民の生活等に何らかの形で役立たせるというような任務もこれに付与されております。そういう区分けの中で、今申し上げましたように、防衛出動、治安出動の場合にはこれは出動と呼んでおりますし、それから災害においては自衛隊が行動する場合にはこれを災害派遣というようないふ方で、法律の立て方でそこを区別しているところでございます。

○高野博郎君 運用はどっちに入るんでしょうか。運用というのは何でしょうか。

○政府委員(太田洋次君) 一般的に自衛隊の部隊として動きまゐる場合に、それをどういふふうにかすかという観点から見ました場合にこれを運用というふうに入っております。

○高野博郎君 よくわかりません。例えば、周辺事態に對して自衛隊を出動か派遣するかかわりませんが、これは統合的な運用というカテゴリーに入るんでしょうか。

○政府委員(太田洋次君) ちよつと先ほどの説明と繰り返になりますが……

○高野博郎君 余り繰り返さないでください、時間がありますから。

○政府委員(太田洋次君) 失礼しました。

実際に自衛隊をどういうふうにか動かすかということにつきまして、これは一般的には運用と呼ぶわけですが、それで具体的に、例えば日本有事の場合に防衛出動させるという場合には、自衛隊法七十六条に基づきまして、それから最終的には法律に立てられまして手続に従いまして防衛出動させるといふようなことになるわけでございます。自衛隊が部隊として行動する場合にはそれぞれの自衛隊法等の根拠に基づきましてやるわけでございます。まして、どういふふうにか動かすかという観点から常識的に見まして全体をとらえた場合にどう運用するかということでございます。

○国務大臣(久間章生君) 委員が御指摘のところもわかるわけでございます。

といふことは、従来、防衛出動、それからそれに対して災害派遣、こういうことでございまして、この辺は自衛隊の活動面としてそういう章のとらえ方をしております。その後にはPKO等が出てまいりました。これは実際は自衛隊が行っておりますけれども、国際平和協力隊として行っておりますわけでございます。これは第八章に別の活動として挙げてございまして、こういうのを全部ひっくるめまして運用ということでございます。そういう意味で自衛隊の活動する場面としての運用という言葉を使っておるわけでございます。まして、ちよつと御理解しにくい点があったらどうかと思ひます。

○高野博師君 わかりました。

まだよく理解できていませんが、要するに運用の中に派遣と出動と両方あると。出動と派遣というのには有事と平時という分け方では対応できませんか。例えば派遣の場合は平時であつて、出動の場合は有事だと、そういう分け方はできますか。

○国務大臣(久間章生君) いわゆる治安出動を有事ととらえるかどうかでございます。

これは、有事と普通言つています場合には、我が国が外国から侵略をされた場合、それに対処する場合にどうするかというのが有事でございます。

けれども、治安出動はそういう点では、いわゆる有事という言葉は法律上はないわけでございます。それから、それを含めていられるかどうかについては、それは従来は含めて使つていられるんじゃないかと。○高野博師君 含めていいない。

○国務大臣(久間章生君) だから、要するに出動といふときには防衛出動と治安出動がございまして、しかし、そのうちの要するに有事に出ていくといふような意味で、有事法制もそうですけれども、俗に有事、有事と言ふときには、そのうちの防衛出動にかかる部分をとらえて有事と言つていられるんじゃないかと。治安出動については都道府県知事から要請がある場合もありますし、命令によつて治安出動に出動することがございますけれども、これについては有事という言葉は従来使つていないんじゃないかといふふうには理解しております。

○高野博師君 御参考までに伺ひたいんですが、周辺事態が起きたときは、これは平時でしようか、有事でしようか。平時ではあり得ないと思ふんですけれども。

○国務大臣(久間章生君) これは、私どものそういう有事、平時という概念でいきますと、平時だといふふうには理解しております。

○高野博師君 平時。

○国務大臣(久間章生君) はい。

○高野博師君 周辺事態は平時。これは重大な話じゃないでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 先ほどから言いますように、有事というのは我が国が他国から侵略を受けたといふことで防衛出動する場合を有事と言つていられるわけでございます。そういう有事ではない状態の中で我が国がどういふようなことを、例えば日米防衛協力で行ふかといふことで、それで周辺事態といふような事態においてどうするかといふことを取り決めたわけでございますから、これはいわゆる平時にあるわけですが、有事か平時かといひますと、そういうふうには理解しております。

○高野博師君 ますすわからなくなつてきたんですが、そうすると、周辺事態において日本が対米協力をするというのは全部平時という概念でこれは処理しなくちゃいかぬといふことになりませんか。そこは問題ありませんか。

○政府委員(佐藤謙君) 先ほど長官が御答弁してありますように、有事という言葉については確たる定義が行われていないことだと思ひます。ただ、実際上使われる場合には、自衛隊法の七十六条の防衛出動が下令されるような事態、こういうものを有事として扱う場合が多いといふことでございます。いわばその定義の問題でございますけれども、そういうことからしますと、周辺事態といふのは自衛隊法七十六条に従う防衛出動が下令されるような事態ではございせんから、有事以外の事態、こういうことにならうかと思ひます。

○高野博師君 わかりました。これは大事な話だと思ひます。

そこで、有事といふのは日本が攻撃を受けたときといふことなんですが、これはやっぱりきちんと定義すべきじゃないでしょうか。あいまいな概念に基づいて使つていられることではいろいろ誤解を受けるんじゃないかと思ふんです。それではちよつと違つた観点からお伺ひいたします。

ガイドラインと周辺事態の関係はまた後で外務省にも伺ひたいと思います。

先ほど言つた統合幕僚会議の機能の充実ということ、陸上自衛隊に旅団を創設するということ、旅団は師団より小さいけれども機動性があるといふことで、例えば戦車隊等の自衛隊員を削減して、ヘリコプターとか輸送機とか空中機動性を非常に高めると。したがつて、これは要するに機動性が高まるという点と、もう一つ海上自衛隊に補給本部を置くといふことで、これは装備品の高度化等の状況の変化に対応するといふようなことを言つていられるんですが、この補給本部の充実といふか設置といふのと、それから旅団の設置、そし

て統合幕僚会議の充実、これは要するに後方支援体制の充実と、これはもう明らかにガイドラインをにらんでの対応ではないかと、この点についてはいかがでしようか。

○国務大臣(久間章生君) 細かい点については参事官の方から答弁しますが、全くそういうことを念頭に置いていられるわけじゃないと、例えば旅団化につきましても、現在の陸上自衛隊のあり方について検討するときに、師団規模ではなくてももう少し小さい規模にコンパクト化した方がいんじゃないか、そういう発想でコンパクト化をする。そのかわり、コンパクト化しても従来の機能を維持する、あるいはそれ以上の機動性のある機能を持たせようといふことにして、そういう場合には、今言われたようにヘリコプターをもつと充実させるとか、そういうことをいろいろ考へながらやるうとしていられるわけでございます。決して後方地域支援を強化するためにこういうものを設けたといふことではございせん。

また、海上の補給本部にしましても、現在の調達品のいろんなあり方、海上自衛隊の補給のあり方がそれぞればらばでいいの。そうじゃなくても、もう少しきちつと一カ所に統率してやつた方がいいんじゃないかといふことでやつていられるわけでございます。これとガイドラインとの関係は直接念頭にないわけでございます。

○高野博師君 そういうことを言うから余計わからなくなるので、きちんとそうだと言つた方がいんじゃないでしょうか。要するに、国内法の整備といふのは、ガイドラインとの関係で言うところから関連法案がいろいろ出てくるわけですね、その整備の一環ととらえた方がわかりやすいんだと、私はそう思ふんですが、一言だけお伺ひいたします。

○政府委員(伊藤康成君) 個別のところでは若干御説明させていただきますと……

○高野博師君 そんな説明要りません、時間がありませんから。

○政府委員(伊藤康成君) 一三旅団につきまして

は、既に御承知のとおり、平成七年の防衛計画の大綱の中で、平時地域に配備する部隊を、従来の十二個師団、二個混成団を、八個師団、六個旅団にするということ、これはもう平成七年の十一月の防衛計画の大綱で実は決めておったことでございまして、御承知のとおり、その時点で今お話に出ておりますようなガイドラインということが具体化してきておったわけではないわけでございます。

それから、補給本部につきましても、これは必要性は実はかなり前からあったわけでございます。特に平成三年ごろには既に行政監察の指摘も受けておりまして、逆に言えば非常にこれまで時間がかり過ぎたわけでございますが、いろいろ部内検討の結果、今回お願いをしているということでございます。

○高野博郎君 そういうことであるのであれば、早く出した方がいいと思うんです。今こういうことがまとまって出てくると、これはガイドラインとの関係で位置づけるのはもう当然ということだと思ひます。

時間がありませんので、別な点をお伺ひいたします。

日米物品役務相互提供協定、ACSAの改正、これはガイドラインとの関係ですが、この中で在外邦人の救出など、非戦闘員退避活動、いわゆるNEOの協力は対象外とすることで日米で合意したという報道がありますが、これは事実でしょうか。

○説明員(内藤昌平君) 御指摘の非戦闘員、私どもの用語で言いますと邦人救出という行為は、本来、それぞれの国が主目的に行っていることでございまして。アメリカとの間においては特に先生御指摘のガイドライン、すなわち日米防衛協力のための指針の中でお互いに協力をするという合意がございまして。したがって、私どもはこの合意に従って国務省と話し合ひを続けているわけでございます。具体的に事態が起きた場合はどういふ形で協力をするのかという話の話し合ひをして

おります。

ただ、御指摘のACSA、日米物品役務相互提供協定、これはあくまでも自衛隊と米軍との間の協力関係ということで、私どもが国務省と続けている話し合ひとは別建てのものと考えております。

○高野博郎君 別建てということでこれは何らかの交渉をやっているんでしょうか。というのは、国務省とやっているといいますが、ガイドラインの中には邦人救出という項目が入っているわけですね。そして、そのガイドラインは両国政府が実効性を確保するために努力するということが規定されているわけですね。そういう中でとらえれば、今回のNEOの協力は対象外とするのはおかしいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。あるいは別枠できちんとは交渉しているんでしょうか。

○政府委員(佐藤謙君) ガイドラインとの関係でちよつと私の方から補足説明させていただきまして、ガイドライン上、非戦闘員を退避させるための活動という機能及び分野につきまして、先生御指摘のように協力項目例ということで協力項目が挙がっているわけでございます。これにつきましてはまさにガイドラインをまとめるに当たって日米が話をし、そのときの米国の立場というのは現在も変わっておるわけではございません。

一方、ACSAということでございますけれども、ACSAは先生御存じのように、こういったおのおのが主目的な活動をするときにいわば付随的に物品役務の相互提供が起り得る、そういうところを律しようとするわけでございます。確かに今回はACSAというものがアメリカの国内体制、国内法の関係からNEOを対象にし得ないということになるわけでございますけれども、そうだからといってこの協力項目のこれについての米側の立場は変わるものではない、こういうふうな私どもは理解しております。

○高野博郎君 ちよつと最後の、米側の何ですか、最後の部分。

○政府委員(佐藤謙君) 米側の立場は変わるわけではない。要するに、それに付随します物品役務の提供というACSAの面だけの問題でございます。

○高野博郎君 それでは、邦人救出という点についての日米協力はどのような形でやるんでしょうか。これは当然ガイドラインとの関係。

○国務大臣(久間章生君) 邦人救出はガイドラインに書いてあるように米側も協力してくれるわけですね。ただ、ACSAというのは、その場合にそれに必要な、例えば油を相互に融通し合うとか役務の相互協定の中に入れるかどうかの問題でございます。それから、ガイドラインに書いてあるように邦人救出に米側が協力してくれるということは事実でございます。

○高野博郎君 そうすると、報道にあるように、ACSAの中にこれを盛り込むということとはしないわけですね。そこはもう決定したわけですね。

○政府委員(高野紀元君) ガイドラインの実効性を確保するための法整備の一環として、現在、現行ACSAの改定の交渉を行っております。これは最終段階にございます。

今のお尋ねのいわゆるNEO、非戦闘員の退避活動との関係でございますが、これは米国の国内法ないし国内制度との関係では国務省の権限ないし予算の問題になっております。

ACSAというものはNATO支援法という米国内法に基づいて行う米国防省の軍隊、軍の物品役務の融通の枠組みを定めるものでございまして、そういう観点からACSAという制度にはこれは乗らないということで、これは米側が二十数カ国とACSA協定をしておりますが、すべてそのような結果になっております。

したがって、私どもも今度のACSAの改定との関係ではいよいよ非戦闘員退避活動は対象外になるというふうに考えております。

○高野博郎君 ですから、私が聞いていたのは、それではその実効性を確保するためのほかの枠組みをつくらうという努力はされているんでしょうか。

か。

○政府委員(高野紀元君) 先ほど来御答弁ございしますが、私どもは非戦闘員の退避活動との関係では、去年九月二十三日のガイドライン最終報告にございまして、米側との間で輸送手段あるいはその他の相互提供の形で協力し合うということとは、既にガイドラインの上で日米間の了解となつておりますので、それに基づきまして現在話をしております。今ここで詳細申し上げる段階にはございせんが、実効あるものにしたというところで、今話し合ひ、交渉をしているところでございます。

○高野博郎君 新しいガイドラインの関係でございますと、周辺事態が起きたときに我が方の対米協力というのが主なポイントであります。しかし、その中で周辺事態が起きたときの邦人の救出ということもきちんとかで明文化しないと、このガイドラインがどういう意味を持つていくのか、単なる戦争マニュアルではないかと、いろいろな方々をされている中で、邦人救出というのは全体の中の非常に重要なポイントだと、これを欠くことはガイドラインの一連の関連法案も含めて私は画竜点睛を欠くのではないかと、そういう認識をしておりますが、何か覚書という形でこの交渉されているという情報もありませんが、これはどうでしょうか。

○政府委員(高野紀元君) いずれにいたしましても、我が国から見れば邦人保護、米側から見れば米国人の保護、あるいは地域によっては第三国の方々も入ると思ひますが、緊急事態においてそういう方々を安全な場所にできる限り早く退避させるということはまず自国政府の責任だというのが考え方だと思ひます。

しかし、それぞれの場所、状況に応じてできる限り双方協力した方がいいだろうという考え方のもとに、日米間で協力し合おうという考え方に立つて今交渉しているわけでございます。その交渉の結果がどういふふうになるか現段階で申し上げることはできませんが、我が方としてはできる限

り実効のあるものにしたいということで話し合っているところでございます。

○高野博師君 基本的には自国民については自国で救出するという原則、これはよくわかるんですが、日本はこれまで専守防衛ということに徹してきたわけですから、そういう中で能力にも限界がある。例えばインドネシアにいる一万五千人の邦人、もし何かあったときにどうやって救出するのかと。これは自衛隊法とかいろいろな国内法の問題もありますが、この自国民を救出する能力を高めるといふ点については周辺諸国等の懸念等も予想されます。そういう意味では、日米の協力関係をきちんとしておくというのは非常に重要な点ではないかと私は思っております。

この点についてはこれで終わります。

若干時間ありますので、パキスタンが何かミサイルの実験をしたという報道があります。パキスタンのミサイル、ガウリの実験が成功した。しかし、これは北朝鮮のノドン二号という情報がありまして、この点についての事実関係は何かつかんでおられますか。

○政府委員(阿南惟茂君) パキスタンのミサイル実験が行われた六日にパキスタンの外務報道官は、この実験は純粹にパキスタン独自の努力によるもの、国産のミサイル開発に成功したということとを言っておりますが、今、先生のお話にございましたような報道があったことも事実でございます。これにつきましては今情報収集しているところでございますが、確たることを申し上げる段階ではございません。

ちなみに、今お触れになりましたノドン二号というものの存在については、私どもは承知しております。

○高野博師君 ノドン一号については何回いろいろな報道があつてその存在が懸念されているわけですが、北朝鮮がパキスタンを使ってノドン二号の実験をしているというようにとらえ方もされております。我が方としては北朝鮮との関係で今国交正常化に向けての努力をされていると思うんで

す。拉致事件とかあるいは里帰りの問題とかいろいろあると思うんですが、非常にミサイルの問題は重要な問題でありますので、中途半端な交渉はされない方がいい、そういう意味ではきちんと言ふべきことは言う必要があるんじゃないかなと、そう思っております。

最後に、インドとパキスタンの関係で、もし今世界じゅうで核を使う可能性があるとすれば、あそこが一番高いということがよく言われております。インドでもインド人民党が政権をとったということで、核に関してはかなり積極的になつていふと。そういう中で、パキスタンがこのノドン二号を使ったようなミサイル実験もやっていると、うことで、非常に危険性が高まるとはいえないかなと、そう思うんですが、その点の認識はいかがでしょうか。

○政府委員(阿南惟茂君) 今の御質問のように、印パ関係、特に軍事対立に至るような危険がないかというところは国際社会の関心事項でございますが、日本といたしましては、両国にさまざまな機会をとらえて弾道ミサイルの開発、配備等、自制をもつてやってくれということを累次申し入れをしております。

御案内のように、パキスタンとインドは四七年に独立をいたしました。この独立も分離独立と言われておりますように、双方が建国したときから、カシミールの領有等をめぐって対立関係にあるわけでございますが、この両国の間で不測の事態が起きないように私どもも両国に働きかけております。

ただ、今回のミサイル実験につきましては、インド側は比較的抑制のきいた反応をしている、そういうふうにも判断しております。

○高野博師君 終わります。

○立木洋君 長官、今、同僚議員も尋ねました統幕会議の問題です。どうして今こういうふうな機能強化するのかというふうな問題と関連してちよっとお尋ねしたいんです。もちろん今までの問題では、もう明確にこの出動の問題というのは、

防衛の場合あるいは治安の場合、これについて、長官の指導のもとに幕僚会議が関与し、そしてその運用等に権限を持つということになつていふというところははっきりしているわけですね。

それが改定されたのが、結局二十六条の中では、一つは、統合警備計画の作成及び幕僚監部の作成する警備計画の調整にも関与する、これにも権限を持つようになるわけですね。それで、その二十六条の五番目のところには、「その他統合運用が必要な場合として長官が定める場合における自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合調整に関すること。」これについても権限が与えられる。権限が、機能がふえるわけですね。さらにもう一つは、情報の関係で、二一三の言え、三百八十二名、情報本部、これを統合しますから、情報本部も人数が拡充される等々の機能の強化といえますか拡充といえますか、そういうものが進められる。

私、先ほど長官の答弁をお聞きしまして、いわゆる権限を出動の時点だけではなくてさらに与えるという問題で、阪神大震災の問題をお持ち出しになりました。私は、やっぱりこの問題は、新しいガイドラインの問題との関係が全くないのかという点で、例えば周辺事態、とりわけ周辺事態での日米の陸海空部隊の統合作戦、あるいは日米共同作戦計画、日米相互協力計画の策定や指揮調整、情報交換などのために統幕会議の関与のあり方、それらにどこまでの権限が長官の指揮のもとに与えられるのか。全く関係がないとおっしゃるか、一定の関係があるとお考えになるのか、その点だけちょっと、長官。

○国務大臣(久間章生君) 共同作戦計画なんかにつきましては、従来のガイドラインの場合でも、それは検討を行つてきているわけです。それについては変わらないわけですね。

確かに、おっしゃる通りに、今度の統幕機能強化されました後、これから先いろいろな事態があつたときにこの規定が働かないかということ、私は働き得ると思ひます。それは、そういう意味では

ガイドラインに全然関係ないかと言われますと、結果としては関係してくるのではないか、これから先のガイドラインを進めるに当たつて、この規定に基づいて統合調整した方がいいというようなケースは出てくると思ひます。そういう意味では、関係があるかと言われますと、私はあると思ひます。

ただ、それを目的としてやつたわけではございませんで、これはあくまでその当時からずっと検討を重ねてまいつておりまして、それが大体全体としてまとまつた、それがちよっと遅かつたかという御指摘はあろうかと思ひます。しかしながら、例えば一三師団を旅団にするというのにつきましては、具体的にそれがもう目の前に、今年度にしなければならぬということになりましたので法律改正をお願いしているわけでございます。やはりそういうのを束ねて法改正を行つておるといふ、おくれたのかということについては御理解賜りたいと思ひます。

○立木洋君 全く関係がないというお答えでなかつたわけで、私も、その点は当然そうだろうと思ひます。

これは結局、四月十日の参議院本会議で、統幕会議の権限強化の問題について、ガイドラインとの、日米協力との関係についてはどういう関係があるのかという質問に対して総理がお答えになつたのは、直接関連するものではありませんといふ答え方をしたんです。私にとつては明確な答弁じゃなくて、何か関連がないような言い方を総理がされた。その形容詞には直接といふのが入れている、直接関連するものではありません。きよう長官が、関係がある、全くないとは言えない、しかしそのこと自体を目的とするものではない、という、ちよっとニュアンスの違いがありますけれども、私は、この問題は重視しなければならぬと思ひます。

ここに「朝雲」を持ってきました、コピーを。これはことしの三月十九日です。ここに、「共同作

戦計画相互協力計画 検討作業に着手 日米制服組が初の会合と書かれているんです。この新しい日米防衛協力のための指針、つまりガイドラインに基づいて設置された日米制服組の共同計画検討委員会の初会合が三月十三日、防衛庁で開かれた。そして、新指針の実効性を確保するため設置された包括的なメカニズムのうち、新指針の柱となる日本有事の共同作戦計画と周辺事態での相互協力計画策定について実務的な検討を行う機関で、去る一月二十日、小淵外相、久間防衛庁長官とコーエン米国防衛官との会談で設置が合意された。そして会合が始まったんです。

日本側と米側との共同委員長が双方で出されておりますけれども、日本側の共同委員長として出ているのは酒巻統幕事務局長です。統幕会議の事務局局長です。統幕会議の事務局局長が責任者で共同委員長として出ている。アメリカ側から出ているのはだれか。アメリカ側から出てきているのはマレー在日米軍副司令官、同参謀長等々が出ています。

そうすると、統幕の事務局局長が共同委員長として出ておりながら、統幕会議が設置されたものと全く関与しない。しかし、これが日米制服組の初会合として、しかも新ガイドラインの周辺事態での相互協力計画策定についての実務的な検討を行う機関である。これが日米間の双方の長官の間での合意として指示されているわけですから、これは明確に新ガイドラインに対応する、そういう内容をもっているというのを私ははっきり指摘しておきたいと思うんです。

長官はそれ以上おっしゃらないかもしれないけれども、それを直接の目的としたものではないという答弁等があるものですから、それ以上の答弁は、私は次の段階でとっと明確になったらはっきりさせておきたいというふうに考えております。

ですから、大体周辺事態を認定するのに、総理大臣が今周辺事態だなんて認定できますか。できないでしょう。認定するのは制服組ですよ。制服組が全く関与しないで何の認定をやるんですか。

こういうことを一つ考えてみて、ガイドラインの問題にこの統幕の統合運用は重大なかわりがある。それが防衛庁長官の指揮のもとで行われる、必要な場合には、これはもう新ガイドラインを範疇に入れたものであるということだけは私は明確に申し上げておいて、反論があるかもしれないが、これは次の機会に——いや反論がないとこう横に首を振りましてから、大体そういうことだろうというところで、議事録には首を振ったというのの載りませんけれども、そういうことで、次の機会に検討をさらに進めていくことにしたいというところだけは強調しておきたいと思っております。

それで、結局問題になるのは今私の申し上げた周辺事態というものの認定の問題ですが、日本の平和と安全に重大な影響を及ぼすという場合を周辺事態として認定するわけですね。日本の平和と安全に重大な影響を及ぼす場合といえ、最も重大な影響を及ぼすのは日本に対する武力攻撃が行われる可能性が最大限に高まるというふうな状態になつてくるとこれは最も危険な事態ですね。まだ攻撃は始まっていなくても、攻撃がされるかもしれないという状況、可能性が最高潮に達するような状態になつてくるとというのが最大の重要な事態です。

ところが、日本の平和と安全に重大な影響を及ぼす事態という範疇というのは広い概念があると私は思います。

秋山事務次官が新聞できのうだったかおとといだったか申し述べていましたけれども、これはシーレーンの問題も入るというふうに考えることもできるというふうなことを記者会見で述べておりました。

この点で私は、どういう事態が周辺事態と言われるのか。つまり、日本の平和と安全に重大な影響を及ぼす場合ということと周辺事態と違うわけですから、その基準は全くわからないんです。今、全然明確にされていない。だから、どういう場合が日本の平和と安全に重大な影響を及ぼす事態と、例えばどういう場合という場合どうい

場合と、法的にも詳しいわけですから、長官、ちよつとお答えいただきたい。

○国務大臣(久間章生) これは、本当にどういう事態を指してこれが周辺事態だというふうに認定するかどうか、それは確かに難しく思うと思います。やはりその規模、態様、それらを総合的に判断しなければならぬわけでございます。

したがって、その間にお互いが、先ほど言われた日米それぞれ軍の関係者、そういうつながりが情報収集に努めながら、また連絡調整等もそういうところでやりながら、だんだんお互いが連絡を取り合っているわけでございます。

も、最終的にはやはり国民の生命と財産を確保する責任があります。政府、その中でも内閣が最終的にはこれは大変だということ認定をして、そしてどういふことをしようかということを開議決定等決めていく、そういうふうなことになるんじゃないかと、そういうふうな思っているわけでございます。

したがって、個々の例、先ほど事務次官が言ったシーレーンについて云々という話でございまして、先ほど、シーレーンについてこれは入るか入らぬかと言われまして、そのときの状況によつて、仮に非常にシーレーンのところが危ない、そこは非常に通るの危険なところになります。また針路を変えることによって我が国全体としてはそれほどの影響はないということもあるわけでございます。

どうだというふうなことは一概に言えないという状況がございまして、最終的には事態の認定は総合的に判断せざるを得ないというふうなことで、一つ一つの基準がなかなか設けられないという実情も御理解賜りたいと思っております。

○立本洋君 この問題の基準をある程度明確にするというところがなければ、いわゆる拡張されたりするような事態が起これば、いわゆる危険性があるんです。認定というのはそういう事態だということを認める、そして決定するというのが認定なんです。だけれども、この周辺事態というのは

全く基準がないし、いわゆる規定されていないんです。周辺事態というのはどういふ事態なのか。その規定がないというのが私は最大の問題だと思っております。

これは今までも何回か同僚議員等が問題にしましたけれども、この問題について明確にしないということになるならば、これは制服組が独走するという可能性がやっぱ想定しなければならなくなる、考えなければならなくなる。

それで問題は、そうすると結局周辺事態のいわゆる認定というのはだれが最初に行うんですか、具体的に。これは総理なのか、長官なのか、あるいは安全保障会議なのか、あるいは今言った統幕の会議なのか、どこでいゆる具体的な認定、そしてそれを提出するという、それはどこがやるんですか。

○国務大臣(久間章生) 自衛隊、制服組が独走すると言われましてけれども、そういうことのないようにとにかく制度としてきちつとしないかぬわけですね、すべてが。だから、現在の日本の法律というのはそういう形で、いわゆるシビリアンコントロールもきちつとできるようなになっているわけですね。私たちもこのことについては、周辺事態をきつと決めたときには、それは制服組で決めるんじゃないかと内閣として責任を持って決めることにしなやらないと思っております。

それとも一つ、周辺事態と認定することはこれまでも悪いことだみたいな前提に立つて、できるだけ広く周辺事態として認定するというようなことはけしからぬというふうな認識に立たれますとそういう議論になりますけれども、逆に政府が、内閣が周辺事態と認定しないばかりに対応がおくれる、そういうことだつてあり得るわけです。だから、むしろそういうのを積極的にもっと早く認定すべきだというふうな議論だつて一方ではあるかと思っております。

そういうことを考えますと、それらの両サイドに振れる認定の責任はやはり内閣がするわけでございますから、そういう意味で、安保会議はもち

らん手順としてはかけますけれども、最終的には、最終的というよりもその決定は閣議で決めて、しかも具体的に何をするかまで一緒に決めて、それによって初めてこれは周辺事態として政府がこう内容を決めたんだということになるかと思ひます。

だから、その前の段階では情報としては内閣総理大臣にも上がってくるでしょう。防衛庁長官にも上がってくる。あるいは、防衛庁長官自身がまたそれをこれは大変だと思つてやるでしょうけれども、やはりそれは内閣一体として決めるという、その最後の結論のところでこれは行動に移されると、そういうものだろうと思ひます。

○立木洋君 周辺事態の認定とどうするかという問題とは、一括して閣議で決定するということについてはもう今までも何回も聞いていますからわかつているんです。

しかし、問題は、周辺事態ということの基準はまだ明確ではない。総合的に考えなければならぬと、さまざまな状況を。これは総理大臣が何ぼ頭がよくても、それから長官が幾らお考えになつても、全体的な陸海空とか地域の状況とか総合的に見てやるということは、結局制服組だと思ひます。

例えば敵機が、敵機というか相手の国の飛行機が飛んでくる。それに対してどういふうな状況に今なっているか。その情報をつかんでいるのは今度強化される情報本部でしょう。そして、この問題についてそういう統幕会議、情報の本部も強化される。さらには、陸海空が今御承知のようにいつでも飛び立てるような状態に飛行機まで待機させるというふうな状況さえあるわけですね。いふんな状態が今あるわけです。これは制服組ですよ。

どういふ具体的な状況に現在あるか、どういふ危険性があるのか、また危険性がないのか、少ないのか多いのか、そういう問題の具体的な状況について一番最初に提出するのは制服組ですよ。それが統幕会議で検討され、さらには長官のところ

に上がり、さらに長官の方から報告されて、閣僚会議で検討されて、そういう事態ならば大変だということになって決定されるというふうなことの手順を踏むんじゃないんですか。そういう手順の問題についてもうちよつと詳しく述べてくれませんか。

○国務大臣(久間章生君) 我が国が武力攻撃される場合、防衛出動、今言われたように敵機が飛んでくるというふうな我が国に対して攻撃がされる場合は防衛出動の話になるわけですが、そのときに防衛出動の話をなさるわけですが、これはやがて閣議にかけて防衛出動を命じる。しかも、国会に承認を諮るわけですから、そういうことになつていくわけでございます。

だから、我が国にそういうことがない、直接我が国に対する攻撃が行われていない状況の中で、我が国の平和と安全に重要な影響がある場合にどうするかということでございます。それは非常に判断は難しいと思ひますけれども、やはりそういう情報収集をしながら、制服組同士のお互いの連絡調整はやると思ひます。そういう中から、また外務省もいろいろな諸外国からの情報が入つてくると思ひます。また、ほかの海上保安庁その他にしましても、これは我が国の船舶にとつては非常に危険だとか、いろいろな情報が入つてくると思ひます。

そういうのを待ち寄つて、そして内閣として決めて、そしてこれだけのことはしなければ、我が国は武力攻撃を受けていないけれどもこれはやはり大変なことだ、大事だということであるような行動を起こす、そのときに日米間で協力をしながらこれはやりましょうというのを決めていく、そういうふうな理解していただければいいんじゃないかと思ひます。

○立木洋君 今の中で、制服組の問題についてお話しにならなかった。結局問題は、周辺事態の、日本に対していふゆる平和と安全に重大な影響を与える場合の基準がないんですよ。基準が明確に

されてないんですよ。それを閣僚会議で決めるとおつしやるけれども、何を基準にして決めるのかということと、それに対してどういふ対応をするのかという基本方針を一括して決めるというわけでしょう。

そういう場合に、いふゆる制服組から提出されてくる材料が何に基づいているのか。日本に攻撃の可能性が、起こるといふ危険性があれば、だから私が先ほど申し上げましたように、これは最大のいふゆる重大な危険、そういう状態だ。しかし、その重大な影響を与えるという問題の範疇というのには非常に広く考えることが可能だと、ある意味では、だから基準が今ない。そうしたら、それを認定する、それを閣議で決める。

しかし、情報は制服組から提出される。制服組から提出されたものが何に基づいてそれが重大な危険を及ぼすという判断になつて、そして行動になるのかというところまでの明確な手続といふますか、そういうものが本当に国民にもわかるような状態にならなければ、ある場合にはこれは閣議が独走したといふふうなこともないかねないといふのは歴史上あるんですよ。これは例は私は挙げません。もう長官は全部そういうことは頭の中に入つておられるでしょうから、日本だけではなくて外国でもあるんですよ。

そういう問題について本当にきちつとした対応ができるのかどうかということについては、これは重大な問題点があるんだということだけは私は指摘しておきたいと思ひます。回答は要りません。次の段階でまた議論はやりたいと思ひます。

それで、問題なのは、つまり周辺事態を認定する場合に日米双方でそれぞれ主體的に判断するといふふうな言われているわけですね。だけれども、日本が周辺事態という決定をする過程までの間に、アメリカとの情報の提供のし合いだとか交換だとかいふふうなことはさまざまな形で私は出してくるだろう。しかし、アメリカ側で周辺事態であるといふことが決定されて、それに対し

て日本側は反対するわけにはいきませんね。反対することが協定の取り決めの中にできませんか。

○国務大臣(久間章生君) このガイドラインにも書いておりますように、それぞれが主體的に判断するとなつておりますから、やはりお互いが主體的に判断しているわけですね。そして、連絡調整をしながら日米安保体制に基づいてお互い日米防衛協力というのをやっていると、おれは知らぬよ、あなたは勝手にやらないよというふうな関係ではそもそものいふわけでございますけれども、論理的に言うならば、向こうが決めてもこちらはいやそうじゃないということは言い得るような内容になつております。

○立木洋君 私は、この問題に関しては、結局事実上武力行使という手段に出るかどうかということとを決定するのはアメリカ側です。周辺事態を認定し、それに基づいていふ手段をとるか、武力行使をするかという決定は、日本側が武力行使をしないといふふうな決定をするはずがないんです。これは米側が決定する。これはもう答弁で明確に出ている、武力行使をするといふことは米側が決定する。その米側が武力行使をするといふ決定をする以前に日本側が後方支援などといつて行動を起こすはずがないんです。

問題は、武力行使を決定したら、それに対してどういふ態勢をとるか。だからほとんどアメリカ任せの結果になつてしまふということをも一言だけ私はつけ加えておきたい。回答は要りません。

そして、もう時間があれたらだったので、最後にお尋ねしておきたいのは、この問題に関して、いふゆる閣議で決定するといふふうな言ひは、国会に諮つて承認を得るといふふうな必要はないといふふうな述べられていた。それで、その理由は、国民の権利、権限と直接関係がないからだ。こゝも直接という言葉を使われたんです。しかし、問題は、日本の自衛隊を初めとしてさまざまな形で米軍が戦闘行動を行うことに対する

支援を行うという場合、現在でも年に一千回に上る日本の民間空港が米軍によって使用されているんです。民間の港も使用されているんです。さらには、さまざまな形で自衛隊に要望が提出されるかもしれません。民間の医療関係者に対しても要望が出るかもしれません。その他さまざまな形で地方自治体や民間団体等々に要望が出るかもしれない。もちろん上司から言われれば反対するということとはなかなか難しいものです。それは原則を科していないから、いわゆるペナルティーを科すというようなことはしないと云っているけれども、大体上司の説明、要望によればそれにこたえるというように形に結局ならざるを得ないでしょう。

そうすると、この問題は憲法上見てみるならば、日本の国民の生存権という最も重要な問題にかかわる極めて重大な行為になるんです。閣議で決定する米軍の戦闘行動に対する日本の支援は、それが国民の権利と義務とは直接関係がないから、国会に諮ることができないなんというようにすることは憲法精神も甚だしい、地方自治の本旨にもとると。国民の権利を一体何とお考えになっているのかということさえ言いたくなるんです。

これは、私は閣議でもう一遍検討し直していただきたい。国会できちつと議論して、これが本当にいいのかどうか。アメリカのやっている行動をすべて善として、それに対して協力するというような態度ではなくて、日本側で国会でやっぱり議論をし、国民の意思をきちつと反映したそういうあり方としての日本の政治を進めるべきだ。だから、国会にも諮らず、政府が一方的に決定するということには依然として危険が伴うということ、先ほどのいわゆる制服組の問題ともあわせて、私は危険があるということ指摘しておきたいんですが、このことについては最後に一言何かございしたら御答弁を願いたい。

○国務大臣(久間章生君) 国民の生命と財産を守つていかなければならない政府として、周辺事態が起きたと、周辺事態は御承知のとおり我が国が

平和と安全に重要な影響がある場合でございませう。そういうときに迅速に対応しなければならぬという観点、あるいはまた国民の権利義務に直接は関係がないというような中でどういう形でそれに対処したらいいか。そういうようなことを考えた結果、やはり早く閣議決定して具体的な内容を決めて、それで行動を起こすということが大事じゃないかというところで現在のような仕組みを考えておるところでございませう。

○委員(及川順郎君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時一分開会

○委員(及川順郎君) ただいまから外交・防衛委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○田村秀昭君 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして、この法案の中身について理解しておりますので、この法案の中身について、防衛にかかわる基本的問題についてかねがね私が予算委員会等で主張してまいりましたように、防衛庁を国防省に、自衛隊を国防軍に、統幕議長等を認証官にして、自衛隊を正しく認知し、自衛官に国家が誇りと地位を与えようというふうな普通の国にしたいという中で主張してまいりましたけれども、現在はそのような気配は全く見受けられません。防衛庁長官、防衛庁だけの問題じゃありませんけれども、どのようにお考えにな

つておられるか。

○国務大臣(久間章生君) 防衛庁の省への移行問題につきましては行革会議においてさまざまな議論が行われて、その途中では両論併記等の議論もございましたが、最終報告において防衛庁は現状どおりとされ、同報告につきましては最大限に尊重する旨の閣議決定がなされたところであります。現在、国会に出されている中央省庁等改革基本法案においても、最終報告の趣旨にのっとりたものであることから、同法案において現状のままの防衛庁とされているというふうになっております。

しかしながら、最終報告においては、あわせて我が国の防衛基本問題については別途政治の場で議論を行うこととされておりました。防衛庁としてはいずれそのような場で十分な御議論が行われることを期待しているところでございます。

また、いわゆる自衛隊を国防軍へという委員の御指摘でございませうけれども、これについては先ほどの省昇格と違ひまして若干問題はあろうかと思ひます。

といいますのは、やはり我が国憲法で個別的な自衛権といいますが、我が国が武力攻撃を受けた場合には必ずからそれを守ることについては、これは憲法上何ら排除されているわけではございませうけれども、そのように解釈もされていくところではございませう。ただ、いわゆる軍隊と違ひまして必要最小限の実力というふうな制限がやっぱりついているわけではございまして、いわゆる軍隊としての国防軍というふうなものには現在の憲法九条の趣旨からいってなじまないんじゃないか、そういうふうな思っております。

また、統幕議長を認証官にすべきというお考えもたびたび委員は御指摘でございませう。しかしながら、これは戦後の憲法のもとの新しい制度が充足したときにそのような認証官の制度が設けられ、その後、日本が独立をいたしました後に特命全權大使、特命全權公使が認証官になっておるわけではございませうけれども、それ以外

の職種についてはほとんど追加されたことはございませう。そして、戦後憲法のもとで、あるいはその後を受けた法律でございましたもの、どちらかといいますと、いわゆる行政から外れたといえますか、ラインから外れた位置にあられる方でございまして、統幕議長といいますがこれはやはり防衛庁のそして自衛隊のトップということで防衛庁長官を補佐する役割になっていくわけではございませう。そういう意味では若干違ふんじゃないかと思ひます。その後の推移を見ましても新たに加わっていないというところから、これはなかなか難しい問題じゃないか、そういうふうな思っております。

○田村秀昭君 長官の答弁を聞いておりますと、結局国防省にはまだ行革会議でできなかった、あとは憲法改正をしなきゃだめだ、そういうふうな受け取られてしまいます。ここで私がなぜこういうことを常々主張しているかという二つの理由がありまして、一つは危機管理ができる国家にならないんじゃないかということがあつたんです。

なぜかという、防衛庁長官は所管の法律案の制定や廃案について閣議の開催を求める閣議請求権を持たないわけでありませう。そして、内閣総理大臣は自衛隊の最高指揮監督権を有するということになつていくけれども、内閣法によつて内閣総理大臣の職権を行うのは閣議によることとされているわけです。ですから、閣議を経ないとペルーの大統領のように部隊に対して突撃命令が出せないように今なつていくわけです。ですから、危機管理ができない、危機管理官を何人ふやしても危機管理のできる国家にならないというふうに私は思ひます。

その点、いかにお考えか。内閣法を改正して、国家緊急事態における内閣総理大臣の権限に関しては別に定めるといふように項目を入れない限りできないんじゃないかと私は思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(久間章生君) そのような危機が発生

した状況のもとで、いわゆる自衛隊のトップとしての内閣総理大臣だけで行動するということが果たしていいのかどうか。やはり政府を挙げてそういう場合は対応しなければならぬわけでごさいますから、やはり閣議を開くことによつてそのトップとしての、内閣の長としての内閣総理大臣が閣議を開いてやる。

また、それほど問題でない場合には、閣議をあらかじめ開いておいて、いわゆる内閣総理大臣の権限を包括的に行使得るような場合、例えば先般ありました海上の潜水艦に対する対処、これなんか閣議で決めておりますから、その都度閣議を開かなくてもいいということにしたわけでごさいます。そういうような方法もございますから、急いでやる場合にもそういうような方法で対処できる。

しかし、重要な、例えば防衛出動等のようなものは、やはり内閣総理大臣といえども閣議を開いて各省庁相図つた上でやるというのがやっぱり筋じやないか、そういうふうに思います。

○田村秀昭君 それは、今までのような平和が続いてるときはそれでよかったかもしれないけれども、例えば阪神大震災がもう一度起きたら同じような対応にすることは今の法制度から見ても明らかなんです。

国家国民の生命、財産を守り抜くということは緊急な事態が起きたときにしなきゃいけない話で、その緊急に対処できるような法整備、あるいは国防省なら国防省にきちつとしておかないといけないんではないかと私は思っているんです。何もなしのときは今のままでいいに決まっています、でも今も今の長官の御答弁だと阪神大震災が起きたらまたこの前と同じ対応になる、私はそういうふうにおもうんですが、いかがですか。

○国務大臣(久間章生君) この間の阪神・淡路大震災が起きたときの対応がおくれたといえますのは、これは現在の内閣法等の仕組みがそういうふうになっているからおくれたのではございませんで、やはり自衛隊が各地方自治体からの要請

があつて出ていく、そういうような建前になつておる、その辺の初動の立ち上がり問題もあつたかと思ひます。あるいはまた情報収集の過程におけるおくれもあつたかもしれません。しかし、そういう点につきましては、現在では震度五以上の地震が起きたときには各部隊はもう独自で対処する、情報収集にも当たるようなそういう仕組みにもなつております。

そしてまた、危機管理官も先般置かれましたけれども、官邸における対応についてもあの反省の上に立つていろいろとまた違った対応ができるようにしておりますから、同じような事態が起きるということはある得ないと思ひますけれども、同じようなことがあつたとしても、十分に対応できるように日ごろからその反省の上に立つていくな制度を積み上げていく、そちらの方が大事であつて、閣議を開かなければ防衛出動あるいは治安出動ができないという問題とは若干違ふんじやないかというふうに思ひます。

○田村秀昭君 私は強くそういうことを求めておきたいと思ひます。もう一つ防衛問題で基本的な問題というのは、平成七年十一月二十八日に防衛計画の大綱が閣議決定されておりますが、これは基盤的防衛力構想の延長だといふふうに私は理解しております。

これは前に予算委員会でも総理にもお尋ねしたことがあるんですが、今の憲法ができたときには自衛隊はできておらなかつたわけでありまして、米軍が全部日本を占領していた。その米軍が朝鮮戦争が始まつて出ていった。その後、名前は警察予備隊、保安隊、そして自衛隊という名前で、米軍の後に自衛隊がその駐屯地あるいはサイト配置されていくわけですね。もともと日本の国はこういうふうにして守らうという考え方があつて部隊を配置しているんじゃないんです。米軍がいたところの一部、全部ではありませんが、自衛隊が配置された。

ですから、自分の国をどこまで守るのか、自分の国ではどういふふうにするのか、どう守るのか

ということがあつて部隊を配置するわけですが、そうじやなくて、米軍の考え方で占領したところに自衛隊が入つていつてただけですから、もう一度、冷戦が終わつたしかるべき段階で、防衛計画の大綱を見直すときに、日本はこういうところまでは自力で対処できるという考え方をきちつとつくつて部隊を配置しないといけないんじゃないか、根本的に考え直していかないとけないんじゃないかというのが私の防衛問題に対する二番目の問題点なんです。

その点についてはどういふふうに長官はお考えですか。

○国務大臣(久間章生君) 確かに、占領軍が撤退した後自衛隊ができたのは事実でございます。その前には警察予備隊として発足した。しかしながら、考え方としては、その当時、私はよくわからぬ点もありますけれども、米軍が撤退した後、憲法九条はあるけれども我が国が侵略されたときにはどうするか。そのときは、憲法の九条でも個別的自衛権といひますか、みづからみづからの国を守るということについては排除されていらないという考え方で、それでは自衛隊を置くということをやつたわけでございます。したがって、自衛隊ができてから、自衛隊としては我が国がいわゆる侵略をされたときにはどうするか、そういうような考え方に立つて対処してきたのは事実でございます。

ただ、そうはいないながらも自衛隊は限度がある、そういうようなことから日米安保体制がもう一方の車としては必要だということ、日米安保体制もやはりその後ずつと、三十五年に改正されましたけれども、堅持しながら今日に至つていくわけでございますから、自衛隊も基本的には我が国を守るという配慮に立つて部隊の展開をしております。

また、前大綱から新大綱になりましたけれども、現在の自衛隊についてもそのような配慮をした上で、基盤的な防衛力というその構想は維持しておりますけれども、やはり新しい時代にあつて

どのような配置をこれから先やっていくのか。長期的には、配備の状況も幾らか変えながら新しい大綱をきつとしたものにしていくということ、中期防衛力整備計画をつくりながら現在まで来ておるわけでございますから、決して現在の自衛隊が我が国を守るという配慮に欠けた存在である、そういう基本的な考え方がないというようにすることはならないんじゃないか。一步一步しっかりと進めているわけでございます。

○田村秀昭君 私はそういうふうに思つておらないのです。これはアメリカの軍事専門家も言つておりますが、我が国はどの程度の侵攻兵力に對してどこを、どういふものを守れるのかということ、が検証されたことが一度もないんですね。ですから、まず日本が保有している自衛能力の検証というものを一度しなきゃいけないんじゃないか。それで、普通の国は自分の国のこういうところはきちつと守る、それで足りない部分を同盟軍にやつてもらふというのが普通なんです。日本の場合にはそういうふうになつていない。だから、自衛隊はそういう能力を持っているのかということを検証しないといけないんじゃないかと思つておりますが、それはいかがですか。

○国務大臣(久間章生君) 自衛隊がみづから持つておる能力といひますか、それを検証するといひますけれども、どういふ形でそれを検証するのか。具体的にそういう防衛戦争をやるわけにはまいらぬわけでございますから、絶えず自衛隊としていろいろな演習を通じて、またいろいろな想定をしながら、図上で、机上で、あるいはときには実動演習等を兼ねながら日ごろから訓練に励んでおるところでございます。ほかのことと違ひましてこれを検証してみようというのとは、なかなか言うはやすく現実にはそういうことはできないわけでございますので、そのための模擬の訓練等は欠かきずやつておるわけでございます。

どうかひとつ、自衛隊は何もやつていないような印象を与えると国民に対して大変不安を与える

ことになりまして、そういうようなことは無いというところだけをしっかりと覚えていただきたいと思います。

○田村秀昭君 私は国民に不安を抱かせるために何もしてないと言っているんじゃないかと、一生懸命やっているけれどもそういうところがきちっとしていないということを申し上げているので

例えば、九七年の文春の一月号に北朝鮮の潜水艦が敦賀半島に漂着するという麻生さんのシミュレーションがありますが、このシミュレーションを長官がお読みになったかどうか知りませんが、例えば十二名ぐらいのテロリストが来た、こういうのはこのとおりになると私は思うんです。そうすると、こういうのをアメリカ軍に何とかしてくれと言わなければならないわけですね。こういうのが自分のところでできるのかできないのか、法的にできないところがたくさんあるんじゃないかというふうには私は思っています。質問をさせていだいたので、不安をかき立てるために言っているのではありません。

これは通告しておりませんのでお答えされる必要はありません。

この法案についてちょっと一つ、これは私の防衛庁にいたときの専門分野に属する話なんです。が、今度の一部を改正する法律案で任期つきの研究員制度の導入をされた。これは装備局長になるか運用局長になるか知りませんが、私はこれは非常にいいことだと思っております。だけれども、これは民間から防衛庁に来る話で、防衛庁から民間に行くものは入っていないんですね。これは研修制度みたいになっていて、向こうではお客さん扱いにされているわけですね。

だけれども、これは一九八四年から問題になっているんですが、日米間の防衛技術交流というのは、民間の人は自分が持っている技術が軍用はどう役立つかわからないわけですね。それで、自衛隊にいる人は民間がどういう技術を持っているかわからないわけですね。

ところが、アメリカは、一番初めに防衛庁の持っている技術について何にも問合わけがなかったわけですね。それで、いきなりガリウム砒素のデバイス技術、リチウム電池、こう言った技術が防衛庁は、そういうことがないようには、民間の人も防衛庁に何年か任期つきで来られる、それから防衛庁の人も民間に何年か、今のようないくつか出て向こうの職員になつてやうにしないとい、お互いに持っている技術がわからないまま日米交渉することになつてやうなわけですね。

だから、これは非常にいいことですね。けれども、双方向的にやっていた方がいいなと、防衛庁の人も、民間に出向するという人じゃなくて、防衛庁を一たんやめて民間会社に行くというふうになつてほしいないけないうんじやないかなというふうに思っています。

それは、なぜ言っているかという、アメリカと日本の開発の仕方が違うわけですね。アメリカは軍がやるわけですね。昔の陸海軍と一緒に。だけれども、陸海軍が工廠を持つてやると非常に非効率になるから民間にそれをするというのが戦後の防衛庁、自衛隊の英断だと思っております。それを完結するために私は思っているんですが、いかにいじやないかと私は思っているんですが、いかがお考えか。これは長官でも結構です。

○政府委員(大越康弘君) 防衛庁と民間の人事交流につきましまして、専門分野が違ふこともありまして、お互いにそういう相互交流をするということは大変重要なことだと思つておられます。当庁におきましても、従来から防衛庁の職員を民間の研究機関等に派遣しまして研修を受ける機会をふやしておるところでございます。先生の御趣旨も踏まえて今後さらに充実を図つてまいりたいと思つたところで、今度のこの法案が通りますと任期付研究員の制度も導入されますので、そういう観点から、民間のすぐれた研究員を導入して防衛庁の研究に資していくようにしてまいりたいと思つております。

○田村秀昭君 ぜひお願いしたいと思つた。それでは最後の質問ですが、この前、十四日に産経新聞に載つておりましたけれども、沖縄の海上ヘリポートの問題ですが、大田知事は賛成しないというふうな不承知みたいなことを言つておられますが、今後これは日米間の約束でもあるし、どういふふうになるのか、ちょっと防衛庁長官に。

○国務大臣(久間章生君) 正直言いまして大変困つております。やはり私も、普天間飛行場はとにかく一日も早く返還をする。しかし、そのためには、アメリカともいろいろ話をしましたけれども、やはり現在普天間飛行場における海兵隊の機能を維持しないとだめだという現在の国際情勢その他を勘案しますと、どうしてもそれが要求されますし、私もまたその必要性を感じるわけですね。

そうしますと、普天間よりもっと安全で、そしてまた騒音も小さい、しかも撤去可能だということから、海上ヘリポートということにキャンブ・シュワブ沖に、しかも調査をしてそこがいいということの基本計画をつくつて沖縄に提示したわけでございます。沖縄県の方から、知事からこちらに對して、私は基本計画案を持つていったわけですが、正式にはだめだという意見はまだ聞いておりませんが、しかし記者会見とかいろいろな形を通じてそれは反対であるという表明をしておられます。

そういう状態が今起きているわけでございますけれども、この問題につきましてやはり普天間飛行場は一日も早く返還をさせたい、そういう気持ちにはありますもの、やはり沖縄に駐留している海兵隊の機能は維持しなければならぬ。この問題についても沖縄県にやはり理解していただかないとなかなか解決ができないわけでございます。その辺でお互いいろいろとまた知恵を出しながらやつていかなきゃならぬのかなと思つたが、しかしそういうふうなことを考えますと、機能

能を維持しようと考えたら、あそこ海上施設案といふかヘリポート案といふのは最善の策だと本当にそういうふうなふうに思つてございまして、何とか理解していただきたい、そういう思いが今あるわけでございます。

○田村秀昭君 終わります。

○佐藤道夫君 私からは二つの問題を取り上げたいと思つた。

第一は、海の地雷と言われている機雷の問題であります。この機雷の全面禁止に向けて我が国がリーダーシップをとつて国際世論に働きかけていくお考えがあるのかないのか、それをちよつとお聞きしておきたい、こういう考えであります。

地雷につきましては、御案内のとおり、一九九七年、対人地雷の全面禁止条約が締結され、我が国もサインをした。我が国を含む百二十四カ国というところで、アメリカ、中国、ロシアは留保しておりますけれども、いずれこれまた時間の問題、条約に加入してくるのであるかと、こう考えておる次第であります。

地雷は世界でも今一億二千万個ぐらいがまだ埋設されておつて、その被害で年間二、三万人の者が命を奪われたりしておるということのようでありま。

しかし、機雷の場合は、被害が発生した場合に地雷の一個、二個の問題ではないんだと思つておられます。大型商船が被害に遭つた場合には何百人、何千人という人が命を失ふことになる。それから、大型タンカーが機雷に被雷したら一体どれだけの被害が環境に及ぶのかと想像するに恐ろしい。もうそろそろ機雷の全面禁止に向けて世界の世論が動き出しているのではないかと、私はこう考えておるのであります。地雷について我が国は百万個ぐらゐを保有している、こういうふうな言われておられて、予算も年間七億ぐらゐと。機雷についてはいかがでございますか。その点、御報告いただければと思つた。防衛庁といふは、機雷というのは大別して三種類ぐらゐござい

ますが、水面付近あるいは一定深度に浮かびま
して海流や潮流等の流れによって浮遊する浮遊機
雷、二つ目といたしまして、機雷本体は海中に係
維される係維機雷、最後に、海底に敷設をされま
す沈底機雷という三種類がございますが、我が自
衛隊といたしましては係維機雷、沈底機雷を保有
しております。

この数については、恐縮でございますが、従前
どおりお答えを差し控えておいていただいております。
○佐藤道夫君 地雷の百万個というのは一体どこ
から出た数字なんですか、いまいしうか。これはい
いかげんなマスコミが勝手に言っているだけの数
字なのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(佐藤謙君) 私ども、いろいろな防衛
関係の情勢につきましてではできるだけ明らかにし
てきているわけではございますけれども、地雷の数
であるとか、今申しました機雷の数であるとか、
こういった我が国の防衛能力、また継戦能力、こ
ういったものにかかわるようなものにつきましては
は、これまで明らかにしてきただけでございます
ません。

○佐藤道夫君 機雷関係の予算額についてお尋ね
いたします。いかほどでしょうか。

○政府委員(伊藤康成君) 平成十年度の予算でござ
います。機雷の購入経費として約四十億円、
これは弾薬全体の中の一部でございますが、そう
いうことで計上させていただいております。

○佐藤道夫君 これは簡単な数学の問題でして、
一個百万円で仮定しますと四千個、簡単に全体の
個数が割り出せるんだらうと思えますけれども、
そう余りむきになって隠してみても意味はないん
じゃないかなという気もいたします。

いずれにしても、地雷についてはいずれ十
年以内でしか何かがすべて廃絶すると、こう
いうことになっておるようだけれども、機雷に
ついて我が国は率先してそういうことをやってい
くというお考えが長官でありましてよろしいかと
思いますが、

いかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) これは外務省の方から
お答えになることかもしれませんが、国際
的な動き等につきましては、地雷につきましても、国際
各国それぞれの立場はあるものの、全体として地
雷の被害については、特に人的被害、一般市民を害
き込んだ被害が多かったこともございまして、非
常に国際世論が高まっております。あのような
形で我が国も署名する、しかしながらまだい
ろんな残されている問題について調整をしていくとい
う形で昨午行われたところでございまして、
しかし、機雷につきましては、そのようなことも
余りございません。

それともう一つは、我が国みだいに四面海に囲
まれている国と大陸続きの国とまたそういう点で
は若干違うわけではございまして、そういうような
中でこの問題はやはり議論をしていかなきゃなり
ませんが、慎重に議論をしなきゃいけないとい
うふうな思っているところでございまして、
○佐藤道夫君 この問題、今、長官おっしゃられ
たとおり、外務大臣の所見も実は承りたいと思つ
ておるわけでありまして、いずれにいたしまして
この機雷、もう今日これに頼っているような時代
でもないんじゃないかと私は考えております。機
雷の被害を考えたならばもう大変な問題が起るん
ではないかと、こういう感じなんです。地雷の問題
で先頭に立つて運動を盛り上げてきた団体が
ノーベル平和賞をもらったというところにもなつて
おりますので、長官がひとつ先頭に立つてこうい
う運動を展開すればノーベル平和賞もあなち夢
ではないのかと、こういう気もいたすわけでは
ないでしょうか、機雷を発見した船舶には国
際機関に対して通報を義務づける、国際機関がそ
れを設置した関係諸国に対してその機雷の廃止で
すか爆破ですか、それを命ずるというふうなこと
で実現可能な話ではないのかと、こう思っております
んです。武器が必要だという立場に立てば地雷だ
つて同じ問題があつたわけですから、地雷につ
いては思い切つて踏み込んだ、廃止、廃絶までい

たということですから、これを手がかりとして機
雷の廃絶を考えていく。大変意味のある動きでは
ないのか、運動ではないのかと、こう考えており
ますので、ちよつと最後にもう一度御所見をお願
いできればと思います。

○政府委員(阿部信泰君) 機雷につきましては、
一九〇七年の非常に古い議定書、条約がありま
して、それによって一定の義務が課されておしま
す。できるだけ民間の平和的な航海の安全を害し
ないようにというふうなことがありまして、当時の
触発機雷は対象になっておりましたけれども、現在
使われているような感應式の機雷はそもそも対象
になつていないというふうなことがございまして、
それから、長官からもお話がありましたが、現
在のところ地雷に関するほどの世界的なこの問題
に対する関心が高まつていないという状況がござ
います。しかしながら、日本の場合は世界の重要
な海運国でございまして、おっしゃるとおりタン
カーの問題とかあるいは一般の商船が触雷した場
合には大変な被害になるわけではございます。日本
として重要な関心を持つべき問題だと思つていま
す。これから関係国とも協議をしましてどのよう
なことが出来るのか検討してまいりたいと思いま
す。

○佐藤道夫君 世界の潮流はまだ機雷の廃絶に向
けて全然動いていないわけですから、それだから
こそ日本が音頭をとつて主導権を発揮していくこ
とに大変意味があるのではないかと私はこう考え
ておりますので、どうか私の考えを御理解いた
さればと思います。

続いて、次の問題に入りますけれども、先ほど
来同僚議員からも取り上げられておりますけれど
も、周辺事態法の関係であります。実は最近ま
で国会の議論を聞きまして、マスコミでも周辺
有事というふうな言われていたように私は記憶し
ております。さきのこの委員会でも私は周辺有事
という言葉を使ひまして、長官もそういう線でお
答えいただいたように記憶しておりますけれども、

も、つい一週間ほど前からいかなる理由からか周
辺有事という言葉は姿を消しまして、かわつて周
辺事態、法律の題名も周辺事態法と、こういうふ
うに言われ出してきておるようであります。こう
いう言葉の変化についてマスコミも余り注意を向
けていないようであります。

そこで最初にお尋ねしたいのは、周辺有事と周
辺事態とはこれは意味が違うのか同じなのか、違
うとすればどこが違うのか、それをちよつと御説
明いただければと思います。

○政府委員(佐藤謙君) 今、佐藤先生から周辺有
事と、こういうお話ございましたが、周辺有事とい
うことについて何かきつとした定義があるとい
うものではないかと私も承知をしております。

それから、周辺事態につきましては、まさにこ
れまでも先生御承知のように、我が国周辺地域に
おける我が国の平和、安全に重要な影響を与える
事態と、こういう観念でございまして、
○佐藤道夫君 意味が違うのかどうかということ
を私お尋ねしているわけでありまして、そして従
来は大体マスコミを含めて周辺有事ということ
で言葉が統一して使われていたように思うんです
けれども、最近周辺事態というふうに使われ出し
たのは何か特別な意味があるのかどうか。先ほど議
論をお聞きしておりましたら、周辺事態は平時に
おける概念だと。そういたしますと、周辺有事とい
うのは平時ではない概念なのかと、こういうふう
に勘ぐりたくもなるものですから、それでお尋
ねしているわけですよ。

○国務大臣(久間章生君) 有事という言葉はたし
か私どもの方では余り使つていなかったと思つて
います。これは有事立法とかいふことを言いま
すけれども、有事という言葉は、我が国有事の場合
とか、武力攻撃を受けた場合とか、そういう場合
ですら余り有事という言葉は、私も議論をま
だ調べておりませんけれども、周辺有事というの
はマスコミが使つていたかもしれませんが、い
も、うちの方ではあくまで周辺において云々とい

う形で周辺事態という言葉を使っていますけれども、有事という言葉は使っていない。というの、ひとり歩きして有事有事という、何が有るんだというそんな話になってしまふものですか、有事というのは、一般的に使われたかもしれませんが、たしか政府側としては周辺有事という言葉は意識して避けていたんじゃないかというふうに思います。

○佐藤道夫君 わがりました。

その次に、先日、先ほども出しましたけれども、防衛庁の秋山事務次官が、シーレーンは周辺事態に入ると言うという記者会見をしたことが新聞に出ておりました。私もはつきりこの新聞を見ております。まさかそう言ったのではなからうかと思ひます。

シーレーンというのは、我が国に石油を安全に輸送してくるルートのことを大体代弁して使われてきたんだらうと思ひます。もちろん食糧をアメリカから持つてくる、それもシーレーンといえはシーレーンなんでしょう。主として使われていたのは、中近東の石油を我が国に運んでくるルートと安全ということとでシーレーンと、こう言われていたんだと思ひます。

そういたしますと、シーレーンがこの概念に入るんだと、こう言い出しますと、一体どこまでこの周辺地域が延びていくのか。まず日本近海、東シナ海、マラッカ海峡を越えてインド洋に入る、それからアラビア海に入つてサウジアラビアとかイラクとかを含むこのライン全体が何か周辺事態法の対象になるのかと、こういう誤解をする国民もおらうかと思ひますので、その辺、もう少し詳しく説明していただければと思ひます。

○政府委員(佐藤道夫君) これはもう先生御存じのことでございますけれども、基本的にシーレーン、シーレーン防衛とこう私は言つておりましたのですけれども、これは要は海上交通の安全の確保ということからこう申し上げている概念でございます。

一方、今回のガイドラインとの関係から申しま

すと、まさに航行の安全が害されるという場合で、それが我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合というふうな事態であれば、それはまさにガイドラインで言つております周辺事態ということになると思ひますけれども、シーレーンだからどうだ、こういふことではなくて、航行の安全がどういふふうな害を受けているのかと、むしろそういう観点からの議論だらうと思ひます。

たまたま我が方の次官がシーレーンという言葉を使つてお話をしたのかも知れませんが、趣旨はそういうことだらうと思ひます。

○佐藤道夫君 この問題はほかの高官であられる事務次官が提案しているわけであつて、私が言ひ出しているわけでも何でもない。その言葉の意味を私尋ねておるのであります。

では、具体的に聞きましょう。マラッカ海峡が入るのか入らないのか、周辺事態法の対象地域として含むのか含まれないのか、その点はいかがですか。

○國務大臣(久間章生君) 私も正確にそのときにどういふ話をしたか聞いていませんからあれですが、私どもの考え方からしますと、シーレーンであつてもいわゆる周辺事態の内容になる時があら得るということではあると思ひます。

ただ、マラッカ海峡ならマラッカ海峡で何かあつたから、そこが通れなくなつたからすぐこれは周辺事態かというところじゃございませんで、これはやはりその状況が我が国にどういふ影響を及ぼしているか総合的に判断しなきゃならないわけございまして、あそこを通らなほかを迂回することだつてあり得るわけございまして。

だから、そういうのをやはり周辺事態と判定するかどうかというのを、先ほども基準がなかなか難しいというふうに言ひましたのは、我が国がやはりその事態、規模、そういうのを総合的に判断して、これはとにかく周辺事態として対処しなければならぬという判断をするかどうかというところございまして、その地域が入るか入らないかということじゃないんだと思ひます。そこであ

つたような状況がどう我が国に影響しているか、そういうようなことを総合的に判断していろんな行動をそのときやるという事態にならうかと思ひます。

○佐藤道夫君 今の言葉を解釈していきますと、インド洋も、場合によってはイラク周辺も入ることがあり得るわけですか。いろいろ考えてみると、我が国の安全に重大な影響を及ぼすような事態がイラク沖で発生しておる。そうすると、それも周辺事態に入つてくる可能性があるわけですね。

○國務大臣(久間章生君) 本院の委員会でも、外務大臣もそうです。私もたびたび答弁したんですけれども、やはりインド洋とか中近東で発生したことが我が国の平和と安全に重要な影響を及ぼすというふうな判定を下すような事態にはなかなかなりにくいんじゃないかと。だから、あの地域については余り想定しないでいいんじゃないかというふうなことで、従来から、池田外務大臣のときでございしたけれども、あの辺で起こることが我が国の平和と安全に重要な影響を及ぼすことには即なりにくいんじゃないかと。だから、そういうようなことから、そこが入らないとは言わなければならない、入りにくい、入ることは極めてあり得ないんじゃないだろうかというふうな答弁をさせてもらつておるわけです。

○佐藤道夫君 法律は必ず原則があつて例外がある。ですから、なりにくい、入りにくいといへば、では例外的に入ることはあるんだと、こういう解釈がすぐ出てくるわけですよ。

これは国民に示すわけですから、もつとはつきりしていただかないと国民も落ちつかないんじゃないか。イラクまでは対象に入るのかな、周辺地域なのかと、みんなそういうことで疑問を持つ。やつぱり地域的にまずこの概念があるんだ、そしてその中で起きたらそれを状況によつて周辺事態と認定して対応を考えていくんだと。さすがに幾ら何でもインド洋は入りませんと、これはきつぱり申し上げてよろしいですというぐらひのこ

とを言わないと、国民は落ちつかないんじゃないでしょうか。私、それを懸念するわけでありま

す。それじゃ聞きますけれども、台湾海峡は入るんですか。これまた状況いかによるとかといつて逃げるんでしょか。あなたの想定する状況が台湾海峡で起きたとして、これは入るんですか。

○國務大臣(久間章生君) だから、この地域で何かあつたのが入るか入らないのかというのは、それが起きてみて、それがどういふ影響があるかというところを見てみないとわからないという、総合的に判断しないとわからないということ、ここが入るか一概に言われなくても、それは入るとも入らぬともなかなか言えないということになるわけでございます。

ただ、先ほど委員がおつしやられましたように、法律をつくるということになるとやつぱり概念をはつきりさせなきゃいかぬという問題がございまして。今立法作業をやつておりますけれども、法制局ともいろいろと事務方で詰めておりますけれども、その辺のことについてどういふふうな規定していくか、いろんな問題について今そういう作業を行つてるところでございます。私どもも法律の専門家はございませんで、法律概念というのを国民にある意味ではわかりやすく、かといつて間違ふことのないようにしなきゃならぬと、両方の面から苦慮しているところでござい

ます。○佐藤道夫君 法律案がでさうして与党の承認も得た、こうなりますと、この議会で修正するのは実はなかなか難しいことなんです。それで、できるだけつくる段階からあらゆる問題を踏まえてわかりやすい法律案を書いてほしいということとを私は要求しておるわけでありまして。やつぱり日本人の今一番の関心事は、周辺事態の中に台湾海峡が入るのかどうか。朝鮮半島についてはこれは大体入るだらうな、周辺という言葉で包括できるのかどうかかわりませんで、大体入るだらうな。では台湾はどうなんだと。

与党内にも、入る、いや入らないとかいふんな
考えがあるようですけれども。

具体的なケースを申し上げますけれども、台湾
海峡で台湾軍と中国本土軍とがぶつかったら一体
これはどういうことになるのか、入るのか入らな
いのか、だれでもこれを一番知りたがるんじゃない
でしょうか、この法律で、概念論、抽象論とし
てイラクあたりはどうかんたというのはいわゆる
味、趣味のある人に任せておけばよろしいわけ
で、一番国民の関心事というのは、何といつても
台湾海峡で有事が起きたらどうするのか、こうい
うことだろうと思います。それははっきりこの場
というか国会で説明していただきたい。

それは仮定の問題ですといひましても、法律は
すべて仮定を前提にしているといひましても、法律は
一人を殺した者は死刑にする。ではこれは一
体人になるのかならないのか、胎児はどうだと
か、そういう仮定の話を法律というのはいくら
られていくわけですかね。仮定だからこれは議
論に依りかねない、こう言ひ出したらあらゆる
議論がナンセンスと、こういうことになってしま
うわけですから。

台湾有事を想定して実ははっきりした回答を国
民に示してほしいと、私はこう考えておるんでき
れども、いかがでしょうか。

○政府委員(高野紀元君) 台湾に関する日本政府
としての基本的立場は日中共同声明において表明
されているとおりでございます。

いづれにしても、我が国としては、中国政府が
台湾をめぐる問題は中国人同士の問題として平和
的解決を目指すというふうに承知しております
し、このような基本的立場を維持した上で我が国
としても台湾をめぐる問題が当事者間の話し合い
により平和的に解決されることを強く希望してい
るわけでございます。

そこで、それとの関係で、あの地域における何
らかの事態、紛争が生じたときにそれが周辺事態
になるかどうかということでございますが、その
点は、先ほど申し上げましたとおり、周辺事態に

なるかどうかということについては事態の態様、
規模等を総合的に勘案して判断するというもので
ございまして、仮定の状況を前提として判断する
ということとは申し上げにくいわけでございます。

仮定の問題という点について委員御指摘の点
はございまして、一つ申し上げかつ御理解
いただきたいと思いますのは、特に我が国との関
係において、我が国の政府として特定の地域、特
定の国における事態ないし国際情勢のあり方につ
いて具体的な状況を申し上げるということ自体
が、その国との関係あるいはその情勢との関係で
場合によつては影響を与える、大きな問題がある
ということ、従来から特に国会の場でなかなか
具体的なお答えを申し上げにくいことを申し
上げておるわけでございます。その点はぜひ御
理解いただきたい点だといふふうに考えておりま
す。

○佐藤道夫君 実は全然理解できないんですけれ
ども、これはすべて仮定の話ですから、台湾海峡
でこういう事態が起きたらこの法律はその場合に
は適用がある、それぐらいの事態では適用がな
い、こういうことをはっきり解釈して示すのが
法律策定の基本的な心構えじゃないでしょうか。
すべて仮定の問題には答えないと言ひ出したら、
本当にこういう議論はナンセンスそのものになっ
てしまふんです。なぜ答えられないんでしょうか。

もつと具体的に、それでは台湾にミサイルが打
ち込まれて、台湾軍が反撃に立ち上がったって何かあ
そこでも船舶の衝突も始まった、こういう事態を仮
定した場合に、この法律は生きるのか生きないの
か、それは結論だけでもいいんですけれども、こ
れは全然想定しておりませんと言われれば国民も
そうかというだけのことですから。結論はどちら
になろうと私は構わないんですけれども、いづれ
にしても法律の解釈として一線だけをはっきりさ
せておいてほしい。そんなことは起きてみなきゃわ
からぬというのは無責任過ぎると私は思います
よ。いかがでしょうか。

○政府委員(高野紀元君) 先ほど申し上げました
とおりでございますけれども、具体的な例という
ことで、国会でも御説明申し上げていることにつ
いて特に申し上げますと、客年の夏にございまし
たカンボジアの事態において邦人保護の状況にも
議論が及んだわけでございまして、あの事
態に関しては、これは仮にあの時点でこの周辺事
態をめぐる法律が成立していたと仮定しても、政
府として周辺事態という判断はしなかったであ
ろうということは御説明しているとおりでございま
す。

同様に、二年前の台湾海峡をめぐる状況、緊張
状況がございましてけれども、それはやはりい
ゆる周辺事態ということに該当しなかったであ
ろうという趣旨のことは申し上げているかと存じま
す。

○佐藤道夫君 先ほど立木議員の質問で、一体
これはだれが認定するんだ、国会に対する承認は
要らないのか、大変疑問だという提案がなされて
おりましてけれども、やっぱり、もし内閣が責任
を持つて認定するということならば、はっきりま
ず地域を確定する、この範囲内を周辺と言ふ、そ
う中で起きた例えはこれこれこれの事態を周
辺事態と言ふということを法律できちっと定義し
てほしいと思います。

そうでない、本当にこの法律が必要なのかど
うか、これからの問題ではありますけれども、議
論できないわけなんです。立法立案に当たって
大変苦労しておられるとは思いますが、ど
うかわかりやすい法律、一目見てあなるほど
な、これなら必要なんだというふうに国民が理
解する、そういう法律をぜひつくってほしい、こ
れを我々はできるいい法律と、こう言っておるの
でありまして、できるいい法律をつくるべく全力
を尽くしていただきたいということを要望して終
わります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。

○立木洋君 新ガイドラインに基づいて、米軍と
自衛隊の間で共同計画検討委員会が設置され、日
米共同作戦計画、相互協力計画の策定が進められ
ています。他方で、国内関係省庁の包括メカニズ
ムづくりも着々と進められており、橋本首相は、
新ガイドラインを実施するための法整備の主要を
了承し、法案を今国会に提出すると表明していま
す。

こういう状況の中で本法案が出されているわけ
であります。新ガイドラインによつて周辺事態
で自衛隊が担うことになった新しい役割を遂行す
るための組織改編、強化であり、これに対して強
く反対するものであります。

第一に、統合幕僚会議の権限拡大は、新ガイド
ラインが強調した周辺事態での日米の陸海空部隊
の統合作戦を行うためのものであり、日米間の作
戦構想の確立、指揮及び調整や情報交換などの手
続作成においても統合面での強化を図るものにな
ります。

また、共同作戦計画と一体のものとして行われ
る周辺事態の相互協力計画においても統幕会議の
役割は増大し、共通の基準や実施要領が作成され
ていくことになるのであります。統幕会議が米軍
との作戦計画づくりに関与していくことは、自衛
隊の海外での作戦に道を開くものであり断じて容
認できません。

第二に、陸上自衛隊の旅団の創設と海上自衛隊
の補給統制本部の新設は、周辺事態への自衛隊の
後方支援態勢を一層強化するものであり、いづれ
も新ガイドラインによる自衛隊の組織改編にほか
なりません。いわゆる旅団化計画は、一部師団の
規模は縮小するものの即応予備自衛官の配備など
の部隊改編と装備の近代化を進め、機動性と独立
した作戦機能を持つ部隊をつくり上げることで、
新ガイドラインが想定しているPKO、人道的国
際救援活動、不正規型の攻撃への対処、周辺事態
で日米が共同で対処できるようにするものであり

ます。

また、外国留学生の受け入れを促進する防衛交流は、平時の軍事協力の一環をなすものであり、任期付研究員制度の導入は、高度な先端軍事技術研究を日本の科学技術体制に持ち込むものであり、これも同様、容認することはできません。

以上の理由を述べ、反対討論を終わります。

○委員長（及川順郎君） 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（及川順郎君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（及川順郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（及川順郎君） 次に、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求める件及び民生用国際宇宙基地のための協力の件、カナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求める件、以上二件を便宜一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。小淵外務大臣。

○國務大臣（小淵恵三君） ただいま議題となりました原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明

いたします。

日英両国間には、昭和四十三年に、原子力の平和的利用における協力のための現行協定が締結されていますが、現行協定は平成十年十月に終了いたしますので、現行協定に代替する原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を締結するため、政府は英米政府との数次にわたる交渉を経て、平成十年二月二十五日に東京で、先方ライト駐日大使と私との間でこの協定に署名を行った次第であります。

この協定は、現行協定に引き続き、原子力の平和的利用における日英間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的・非爆発目的の使用、核物質防護措置の実施、核物質等が協定の適用を受けるための要件としての事前通告等を新たに定めるものであります。

この協定の締結は、我が国の原子力利用にとって重要である長期的に安定した英国との協力を確保するためのものであり、今後の我が国の原子力の平和的利用の維持及び促進並びに核不拡散への我が国の貢献に資するものと考えられます。また、日英間の友好協力関係のさらなる発展の観点からも、この協定の締結は有意義なものと考えております。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、民生用国際宇宙基地のための協力の件、カナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求める件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この協定は、平成十年一月二十九日にワシントンで我が国を含む十五カ国によって署名されたものであります。

この協定は、宇宙基地協力の関し、一九八八年の常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力の関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府

及びカナダ政府の間の協定にかわる新たな協定であります。この協定は、ロシアの参加に伴う所要の改正等を一九八八年の協定に加えたものであり、国際法に従って平和的目的のために民生用国際宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用を行うために、参加主体間の協力の枠組みを確立することを目的とするものであります。

我が国がこの協定を締結することは、宇宙基地に係る国際協力を引き続き円滑に実施するとの見地から、また、我が国における宇宙科学技術の発展を促すとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上二件につき、何とぞ、御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長（及川順郎君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両件に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時散会

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求める件

二、民生用国際宇宙基地のための協力の件、カナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求める件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求める件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定

日本国政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、

原子力の平和的利用の促進に引き続き協力することを希望し、

千九百六十八年三月六日に署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「旧協定」という。）の下での原子力の平和的利用における両国間の緊密な協力を考慮し、

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「不拡散条約」という。）の締結国であることを留意し、

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）の加盟国であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国政府は、両国における原子力の平和的・非爆発目的利用の促進のため、この協定の下で次の方法により協力する。

(a) 両締約国政府は、それぞれの管轄の下にある公私の組織の間における専門家の交換による協力を助長する。日本国の組織とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

の組織との間における取決め又は契約であつてこの協定に沿つたものの実施に伴ひ専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれこれらの専門家の自国の領域への入国及び自国の領域における滞在を容易にする。

(b) 両締約国政府は、合意によつて定める条件で公開の情報を相互に提供し、及びそれぞれの管轄の下にある者の間又はいずれか一方の締約国政府と他方の締約国政府の管轄の下にある者との間において、合意によつて定める条件で公開の情報を交換することを容易にする。

(c) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、供給者と受領者との間の合意によつて定める条件で、資材、核物質及び設備を他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に供給し、又はこれらから受領することができる。

(d) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、この協定の範囲内において、提供者と受領者との間の合意によつて定める条件で、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある認められた者に役務を提供し、又はこれらから役務の提供を受けることができる。

2 両締約国政府は、また、原子力の平和的非爆発目的利用の促進のため、1に定める方法以外の方法によつて協力することができる。

第二条

前条に定める両締約国政府の間の協力は、この協定の規定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従ふものとし、かつ、前条1(c)に定める協力の場合については、次の要件に従ふ。

(a) 日本国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われるすべての原子力活動に係るすべての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百七十七年三月四日に作成された

不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と機関との間の協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

(b) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、グレート・ブリテン及び北部アイルランド内の施設にあるすべての非軍事用核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百七十六年九月六日に作成された不拡散条約に關連するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第三条

この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的非爆発目的にのみ使用される。

第四条

1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

(a) 日本国内においては、第二条(a)に規定する協定の適用を受ける。

(b) (i) グレート・ブリテン及び北部アイルランド内においては、(1)第二条(b)に規定する協定及び同協定に規定する保障措置に関する補助的措置並びに(2)千九百五十七年三月二十五日に署名されたユーラトムを設立する条約に基づくユーラトムの保障措置の適用を受けるものとし、

(ii) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のその他の領域内には、機関の保障措置(1)において特定される保障措置と同等のもの)の適用を受諾する取極及び適当な場合にはそのような保障措置に関する補助的措置をとる取極が作成されない限り

り置かれない。

2 いずれか一方の締約国政府が、機関又はユーラトムが何らかの理由により1において特定される保障措置を適用していないこと又は適用しないであろうことを知つた場合には、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関又はユーラトムの保障措置の原則及び手続に合致する取極であつて、効果及び適用範囲に關して1において特定される保障措置と同等の保障措置を可能とするものを速やかに締結する。

第五条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に關し、適切な防護の措置が維持されるものとし、当該防護の措置は、最小限この協定の附属書Bに定める水準のものとする。

第六条

1 この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、この協定の附属書Cに記載された条件が満たされることについての保証を受領締約国政府が両締約国政府により適切と認められる方法によつて得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約国政府の文書による事前の同意があるときを除くほか、受領締約国政府の管轄の外に供給締約国政府の管轄内を除く)に移転され又は再移転されない。

2 次に掲げるものは、1の要件を満たし、かつ、供給締約国政府の文書による事前の同意がある場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外(供給締約国政府の管轄内を除く)に移転され又は再移転されない。

(a) 濃縮、再処理又は重水生産のための設備であつてこの協定に基づいて移転されたもの

(b) この協定に基づいて移転された同位元素ウラン二三三若しくは二三五の二十パーセント

以上の濃縮ウラン又はプルトニウム

第七条

1 直接であると第三国を経由してであるとを問はず、両国間において移転される資材、核物質及び設備は、供給締約国政府が受領締約国政府に対し予定される移転を文書により通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された品目の移転に先立ち、移転される当該品目がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の管轄の下にある認められた者であることの文書による確認を受領締約国政府から得なければならない。

2 この協定の適用を受ける資材、核物質及び設備は、次の場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a) これらの品目がこの協定の関係規定に従い受領締約国政府の管轄の外に移転された場合

(b) 当該品目がこの協定の適用を受けないこととなることについて、両締約国政府が合意する場合

(c) 核物質について、機関が、第二条に規定する関連の協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したとき、機関の保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となつたことを決定した場合

1 旧協定は、この協定が効力を生ずる日に終了する。

2 資材、核物質及び設備であつて旧協定の終了の時にいずれかの締約国政府の管轄の下にあり旧協定の適用を受けていたものは、この協定の適用を受ける。

第九条

この協定のいかなる規定も、この協定の署名の

日に締約国政府が原子力の平和的利用に関する他の国際協定及び関連する他の国際協定に基づき負っている義務に影響を及ぼさない。

第十条

1 この協定の解釈又は適用に関し問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続により解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この2の規定に従って選定される三人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託される。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し（自国民を指名することができ）、指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三国の国民である第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であつてもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない。すべての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第十一条

いずれか一方の締約国政府が、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、第三条から第六条までの規定又は第十条に規定する仲裁裁判所の決定に従わない場合には、他方の締約国政府は、当該一方の締約国政府に対し是正措置をとるよう要求する権利を有する。その是正措置が適当

な期間内にとられなかったときは、その是正措置を要求した締約国政府は、文書による通告によつてこの協定を停止し又は終了させる権利を有する。この場合において、この協定を終了させた締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質であつてその時に他方の締約国政府の管轄の下にあるものの返還を要求することができ、ただし、その返還につき時価による支払を行うことを条件とする。

第十二条

この協定の適用上、

(a) 「両締約国政府」とは、日本国政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府をいう。「締約国政府」とは、両締約国政府のいずれか一方をいう。
(b) 「者」とは、個人又は団体をいい、両締約国政府を含まない。
(c) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は製造された主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書AのA部に掲げるものをいう。
(d) 「核物質」とは、次に定義する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。
(i) 原料物質とは、次の物質をいう。
ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
同位元素ウラン二三五の劣化ウラン
トリウム
金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質
他の物質であつて両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの
両締約国政府により合意されるその他の物質
特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。
プルトニウム

(e) 「原料」とは、原子炉において使用される物質であつてこの協定の附属書AのB部に掲げるものをいい、核物質を含まない。
(f) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質又はこの協定に基づいて移転された設備を用いて行つて若しくは二以上の処理によつて得られた核物質をいう。
(g) 「公開の情報」とは、いずれか一方の締約国政府が秘密として指定していない情報をいう。

第十三条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の文書による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第十四条

1 この協定は、両締約国政府が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。
2 この協定は、二十五年間効力を有するものとす。その後、3の規定に従つて終了する時まで効力を存続する。
3 いずれの一方の締約国政府も、六箇月前に他方の締約国政府に対して文書による通告を与えることにより、最初の二十五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。
4 この協定の停止又は終了の後においても、第三条から第六条まで、第七条2及び第十条から第十二条までの規定は、引き続き効力を有する。

第十二条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十八年二月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小淵恵三

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために
デーヴィッド・ライト

附属書A

A部

1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間一〇〇グラムを超えない炉をいう。）
2 原子炉容器 1に定義された原子炉の炉心及び8に定義された原子炉内装物を収納するため特に設計され又は製作された金属容器又はその主要な工作部品
3 原子炉燃料交換機 1に定義された原子炉に燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すために特に設計され又は製作された操作用の設備
4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に定義された原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計され又は製作された棒、当該棒の支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
5 原子炉圧力管 1に定義された原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五〇気圧（五・一MPa）を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管

6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に定義された原子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作され、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一對五〇〇未満のもの

7 一次冷却材ポンプ 1に定義された原子炉用の一次冷却材を循環させるために特に設計され又は製作されたポンプ

8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に定義された原子炉用に特に設計され又は製作された原子炉内装物

9 熱交換器 1に定義された原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計され又は製作された熱交換器(蒸気発生器)

10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に定義された原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計され又は製作された中性子検出機器及び中性子計測機器

11 照射済燃料要素の再処理プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備

12 原子炉燃料要素の加工プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備

13 ウラン同位元素の分離プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備であつて分析機器以外のもの

14 重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のためのプラント並びに当該プラントのために特に設計され又は製作された設備

15 ウランの転換プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備

B部

1 重水素 A部の1に定義された原子炉において使用される重水素及び重水素と水素原子との比が一對五、〇〇〇を超える重水素化合物(重水、酸化重水素を除く。)

2 原子炉級黒鉛 硼素当量百万分の五の純度を超える純度を有し、一方センチメートル当たり一・五〇グラムを超える密度を有する黒鉛であつて、A部の1に定義された原子炉において使用されるもの

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たつては、出入が規制されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によつて囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。

輸送に当たつては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて明記したものを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たつては、出入が規制されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によつて囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。

輸送に当たつては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて明記したものを含む。)の下に行うこと。

この群に属する核物質は、許可なしに使用されることのないように高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。

使用及び貯蔵に当たつては、高度に防護された区域内、すなわち、第二群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。(このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可なしに出入が行われること又は許可なしに関係核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。)

輸送に当たつては、第二群及び第三群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

付表 核物質の区分

核物質	形 態	第一 群	第二 群	第三群(注c)
1 プルトニウム(注a)	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	一五グラムを超え五〇〇グラム以下
2 ウラン二三五	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン	五キログラム以上	一キログラムを超え五キログラム未満	一五グラムを超え一キログラム以下
	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン		一〇キログラム以上	一キログラムを超え一〇キログラム未満
	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン			一〇キログラム以上
3 ウラン二三三	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	一五グラムを超え五〇〇グラム以下

4 照射済燃料

劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満(注d、注e))

- 注a すべてのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く)。
注b 原子炉内で照射されていない核物質又は原子炉内で照射された核物質であつて遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が一米ートル離れた地点で一時間当たり一グレイ(一〇〇ラド)以下であるもの。
注c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。
注d 第二群についての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。
注e 他の燃料であつて当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にこの燃料からの放射線量率が一米ートル離れた地点で一時間当たり一グレイ(一〇〇ラド)を超える間は防護の水準を一群下げることができる。

附屬書C

- 1 移転され又は再移転される品目は、受領国である第三国において平和的非爆発目的にのみ使用されること
- 2 受領国である第三国が非核兵器国である場合には、当該第三国におけるすべての核物質については、当該第三国による保障措置が適用されており、かつ、引き続き適用されること
- 3 核物質が移転され又は再移転される場合には、受領国である第三国において、機関による保障措置が当該核物質について適用されること
- 4 核物質が移転され又は再移転される場合には、受領国である第三国において、最小限附屬書Bに定める水準の防護の措置が当該核物質についてとられること
- 5 移転され又は再移転される品目が受領国である第三国から更に他の国に再移転される場合には、この附屬書Cに規定する条件と同等のものが満たされることについての保証が当該他の国から得られること

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件
民生用国際宇宙基地のための協定に関するカナ

ダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定

目次

- 前文
第一条 目的及び範囲
第二条 国際的な権利及び義務
第三条 定義
第四条 協力機関
第五条 登録、管轄権及び管理の権限
第六条 要素及び装置の所有権
第七条 運営
第八条 詳細設計及び開発
第九条 利用
第十条 運用
第十一条 搭乗員
第十二条 輸送
第十三条 通信
第十四条 発展
第十五条 資金

第十六条 責任に関する相互放棄

- 第十七条 責任条約
第十八条 関税及び出入国
第十九条 データ及び物品の交換
第二十条 移動中のデータ及び物品の取扱い
第二十一条 知的所有権
第二十二条 刑事裁判権
第二十三条 協議
第二十四条 宇宙基地協力の検討
第二十五条 効力発生
第二十六条 特定の締約国の間において生ずる効果
第二十七条 改正
第二十八条 脱退

附屬書 参加主体が提供する宇宙基地の要素

カナダ政府(以下「カナダ」ともいう。)、
欧州宇宙機関の加盟国政府であるベルギー王
国、デンマーク王国、フランス共和国、ドイツ連
邦共和国、イタリア共和国、オランダ王国、ノ
ルウェー王国、スペイン王国、スウェーデン王国、
スイス連邦及びグレート・ブリテン及び北部アイ
erland連合王国の政府(以下「欧州諸国政府」又は
「欧州参加主体」と総称する。)、
日本国政府(以下「日本国」ともいう。)、
ロシア連邦政府(以下「ロシア」ともいう。))並び

アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」又は「合衆国」という。))は、

千九百八十四年一月に、合衆国大統領が、航空宇宙局(NASA)に対して常時有人の宇宙基地を開発し及び軌道に乗せるよう指示するとともに合衆国の友好国及び同盟国に対して同基地の開発及び利用に参加し、当該開発及び利用の利益を共有するよう招請したことを想起し、

千九百八十五年三月のケベックにおける合衆国大統領との首脳会談においてカナダ首相が前記の招請を受諾したこと及び千九百八十六年三月のワシントンにおける首脳会談において両首脳が協力についての関心を相互に確認したことを想起し、
千九百八十五年一月三十一日及び千九百九十五年十月二十日に欧州宇宙機関(ESA)の閣僚理事会の会合において採択された関連の決議の規定を想起し、並びにESAの枠組みの範囲内で、かつ、ESAを設立する条約第二条に定めるESAの目的に従つて、コロンバス計画により及び国際宇宙基地開発計画への欧州の参加により民生用国際宇宙基地の要素の開発が実施されてきたこと及び実施されていくであろうことを想起し、
千九百八十四年及び千九百八十五年におけるNASA長官の日本国訪問において明らかにされた日本国の宇宙基地計画についての関心及び第一次材料実験を通じての日本国による合衆国の宇宙計画への参加を想起し、

ESA及びカナダが、欧州による最初の有人宇宙実験室(スペースラプ)の開発及びカナダによる遠隔マニピュレーター・システムの開発を通じて合衆国宇宙輸送システムに参加してきたことを想起し、

千九百八十八年九月二十九日にワシントンで作成された常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定(以下「千九百八十八年の協定」という。)により並びにNASAとカナダ科学技術省(MOIST)との間、NASAとESAとの間及びNASAと日本国政府との間の関連の了解書により構築された協力関係を想起し、

千九百八十八年の協定が合衆国と日本国との間で千九百九十二年一月三十日に効力を生じたことを認識し、

NASA、ESA、日本国政府及びMOISTが千九百八十八年の協定及び関連の了解書に従って宇宙基地計画における協力関係を實現するために協力活動を実施してきたことを想起し、並びにカナダ宇宙庁(CSA)が千九百八十九年三月一日に設立されるに当たりMOISTからカナダの宇宙基地計画を実施する責任を引き継いだことを認識し、

有人かつ長期間の宇宙飛行の分野におけるロシア連邦の独特の経験及び実績(ロシアのミール宇宙基地の成功の長期間の運用を含む。)にかんがみ、宇宙基地計画における協力関係へのロシアの参加により、宇宙基地の能力が著しく向上し、これがすべての参加主体の利益となることを確信し、

千九百九十三年十二月六日にカナダ政府、欧州諸国政府、日本国政府及び合衆国政府が、ロシア連邦政府に対し、宇宙基地に関する取極によって確立された枠組みにおいて宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用の参加主体となるよう招請したことを並びに千九百九十三年十二月十七日にロシ

ア連邦政府がその招請に対して積極的に回答したことを想起し、

国際宇宙基地の建設の準備を目的として有人宇宙飛行に係る重要な活動(ロシアと合衆国との間のミール・シャトル計画を含む。)における協力を促進するためのロシア連邦政府首相と合衆国副大統領との間の取決めを想起し、

千九百六十七年十月十日に効力を生じた月その他の天体を含む宇宙空間の探索及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(以下「宇宙条約」という。)を想起し、

千九百六十八年十二月三日に効力を生じた宇宙飛行士の救助及び返還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定(以下「救助協定」という。)を想起し、

千九百七十二年九月一日に効力を生じた宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約(以下「責任条約」という。)を想起し、

千九百七十六年九月十五日に効力を生じた宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約(以下「登録条約」という。)を想起し、

民生用国際宇宙基地に関して共同して活動することにより、長期間の相互に有益な関係の確立を通ずる協力が更に拡大され並びに宇宙空間の探索及び平和的利用における協力が更に促進されることを確信し、

この協定の政府間交渉に関連してNASAとESAとの間、NASAとESAとの間、NASAとESAとの間、NASAとESAとの間及びNASAとロシア宇宙庁(RSA)との間の了解書(以下「了解書」という。)が準備されたこと並びにこれらの了解書にこの協定の実施に関する詳細が規定されていることを認識し、

前記に照らして、カナダ政府、欧州諸国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及び合衆国政府の間で宇宙基地の設計、開発、運用及び利用のための枠組みを確立することが望ましいことを認識して、

次のとおり協定した。

第一条 目的及び範囲

1 この協定は、国際法に従って平和的目的のために常時有人の民生用国際宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用を行うことに関する参加主体間の長期的な国際協力の枠組みを、真の協力関係を基礎として、確立することを目的とする。この民生用国際宇宙基地は、宇宙空間の科学的、技術的及び商業的利用を促進する。この協定は、この協力関係の性格(この国際協力における参加主体の権利及び義務を含む。)及び民生用国際宇宙基地の計画について規定される。この協定は、更に、この協定の目的が實現されることを確保するための仕組み及び措置について定める。

2 参加主体は、全体的な運営及び調整に関する合衆国の指導的役割の下に、統合された国際宇宙基地を建設するための活動に参加する。合衆国及びロシアは、有人宇宙飛行における広範な経験を活用して、国際宇宙基地の基礎となる要素を實現する。欧州参加主体及び日本国は、宇宙基地の能力を著しく向上させる要素を實現する。カナダの貢献は、宇宙基地の不可欠な一部を成す。国際宇宙基地を形成するために参加主体が提供する要素は、この協定の附属書に掲げらる。

3 常時有人の民生用国際宇宙基地(以下「宇宙基地」という。)は、低軌道上の多目的施設であり、すべての参加主体によって提供される飛行要素及び宇宙基地専用の地上要素から成る。各参加主体は、宇宙基地の飛行要素を提供することにう。この協定、了解書及び実施取決めに従い、宇宙基地を利用する一定の権利を取得し、及び宇宙基地の運営に参加する。

4 宇宙基地は、発展性を有する。第十四条に定めるところに従い、発展に関する参加国の権利及び義務は、特別の規定に服する。

第二条 国際的な権利及び義務
1 宇宙基地は、国際法(宇宙条約、救助協定、責

任条約及び登録条約を含む。)に従って開発し、運用し、及び利用する。

2 この協定のいかなる規定も、次のことを意味するものと解してはならない。

(a) 第十六条に別段の定めがある場合を除くほか、1の条約又は協定に定める参加国の権利又は義務(他の参加国に対するものであるか参加国でない国に対するものであるかを問わない。)を修正すること。

(b) 宇宙基地と関係のない活動において宇宙空間の探索又は利用を行う場合(一の国のみが行う場合であるか他の国と協力して行う場合であるかを問わない。)の参加国の権利又は義務に影響を及ぼすこと。

(c) 宇宙空間又は宇宙空間のいずれかの部分に対する国家による取得の主張を行うための基礎を成すこと。

第三条 定義

この協定の適用上、

(a) 「この協定」とは、この協定附属書を含む。いう。

(b) 「参加主体」(又は、適当な場合には、「各参加主体」とは、カナダ政府、この協定の前文に掲げる欧州諸国政府及び第二十五条3の規定に従ってこの協定に加入することのある欧州のその他の政府であつて一の参加主体として集団的に行動するもの、日本国政府、ロシア連邦政府並びに合衆国政府をいう。

(c) 「参加国」とは、第二十五条の規定に従ってこの協定が効力を生じた締結国をいう。

第四条 協力機関

1 参加主体は、カナダ政府についてはカナダ宇宙庁(以下「CSA」という。)を、欧州諸国政府については欧州宇宙機関(以下「ESA」という。)を、ロシアについてはロシア宇宙庁(以下「RSA」という。)を、また、合衆国政府については航空宇宙局(以下「NASA」という。)を、宇宙基地協力の実施について責任を有する協力機関とすることに合意する。宇宙基地協力の実

平成十年四月十六日
【参議院】

4. 設計上及び開発上の問題が、カナダ、欧州参加主体、日本国又はロシアが提供する宇宙基地の要素のみに関係し、かつ、了解覚書に規定す

の合意された計画文書に定められていない場合には、その限度において、協力機関を通じて行動する参加主体は、自己の要素に関する決定を行うことができる。

第八条 詳細設計及び開発

協力機関を通じて行動する各参加主体は、前条の規定及びこの協定の他の関連規定並びに了解覚書及び実施取決めに従い、自己が提供する要素（飛行要素の継続的な運用及び十分な国際的利用を支援するために適切な宇宙基地専用の地上要素を含む）を設計し、及び開発する。協力機関を

第九条 利用

1 参加主体は、利用要素、基盤要素又はその双方を提供することにより利用要素の利用権を専ら行使するものとして、その利用要素の提供及び行動する各参加主体は、また、それぞれの要素の設計及び開発に関する問題を解決するためそれぞれの協力機関を通じて他の参加主体と接触する。

ならず、また、**附属書**に掲げ

は、この1に別段の定めがある場合を除くほか、その要素の利用権を保持する。宇宙基地の運用し及び利用するための資源であつて宇宙基地の基盤要素から得られるものを提供する参加主体は、引換えに、特定の利用要素の利用権の主体は、引換えに、特定の利用要素の利用権の一主利用を得る。宇宙基地の利用要素の利用権

一定割合を待てる。宇宙基地の年月要請の年月格
及び宇宙基地の基盤施設から得られる資源の参
加主体間における具体的な配分は、了解覚書及
び実施取決めで定める。

2 参加主体は、自己の配分のいかなる部分につ
いても、交換又は売却を行う権利を有する。交
換又は売却の条件は、取引の当事者が案件ごと
に決定する。

第七條 運營

書及び実施取決めは合致するいかなる目的のためにも、自己の配分を利用し及びその利用者を選択することができる。ただし、次のことを各

1

書及び実施取決めは合致するいかなる目的のためにも、自己の配分を利用し及びその利用者を選択することができる。ただし、次のことを各

一定割合を得る。宇宙基地の利用要素の利用格
及び宇宙基地の基盤施設から得られる資源の参
加主体間における具体的な配分は、了解覚書及
び実施取決めで定める。

書及び実施取決めは合致するいかなる目的のためにも、自己の配分を利用し及びその利用者を選択することができる。ただし、次のことを各

件とする。

(a) 参加主体以外の国又は当該国の管轄下にある民間主体に利用要素を利用させる場合には、協力機関を通じて、すべての参加主体に対して事前の通報を行い、かつ、適時にそのコンセンサスを得ることを必要とする。

(b) 要素の企画されている利用が平和的目的のためのものであるかないかについては、当該要素を提供している参加主体が決定する。もつとも、この(b)の規定は、宇宙基地の基盤施設から得られる資源のいずれかの参加主体による利用を妨げるために援用されてはならない。

4 各参加主体は、その協力機関を通じて、宇宙基地を利用するに当たり、他の参加主体による宇宙基地の利用に重大な悪影響を及ぼすことを避けるよう、了解覚書に定める仕組みを通じて努力する。

5 各参加主体は、宇宙基地の自己の要素について、他の参加主体によるアクセス及び利用を当該他の参加主体のそれぞれの配分に応じて確保する。

6 この条の規定の適用上、E S A の加盟国は、「参加主体以外の国」としない。

第十条 運用

協力機関を通じて行動する参加主体は、第七条の規定及びこの協定の他の関連規定並びに了解覚書及び実施取決めに従い、自己が提供する要素を運用する責任を有する。協力機関を通じて行動する参加主体は、了解覚書及び実施取決めに従い、宇宙基地の利用者及び運用者にとって安全で効率的かつ効果的な方法で宇宙基地を運用するための手続を作成し、及び実施する。更に、協力機関を通じて行動する各参加主体は、自己が提供する要素の機能上の性能を維持する責任を有する。

第十一条 搭乗員

1 各参加主体は、衡平な分配に基づき宇宙基地搭乗員として従事する有資格者を提供する権利を有する。参加主体の搭乗員の選抜及びその飛行割当てに関する決定は、了解覚書及び実施取決めに定める手続に従って行う。

2 宇宙基地搭乗員についての行動規範は、すべての参加主体がそれぞれの内部手続及び了解覚書に従って作成し、及び承認する。参加主体は、宇宙基地搭乗員を提供する前に行動規範を承認しなければならない。各参加主体は、搭乗員を提供する権利の行使に当たり、当該搭乗員が行動規範を遵守することを確保する。

第十二条 輸送

1 各参加主体は、それぞれの政府及び民間部門の宇宙輸送システムが宇宙基地に適合する場合に、当該システムを利用して宇宙基地に到着する権利を有する。合衆国、ロシア、欧州参加主体及び日本国は、それぞれの協力機関を通じて、宇宙輸送システム、例えば、合衆国のスペース・シャトル、ロシアのプロトン及びソユーズ、欧州のアリアン5又は日本国のH-IIを利用することにより、宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務を利用可能にする。当初は、宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務を提供するため、合衆国及びロシアの宇宙輸送システムが利用され、更に、他の宇宙輸送システムが利用可能となったときには、当該他の宇宙輸送システムも利用される。宇宙基地への発着並びに宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務は、関連の了解覚書及び実施取決めに従って行われる。

2 実費弁償の原則又は他の原則により打上げ及び回収の輸送業務を提供する参加主体は、関連の了解覚書及び実施取決めに定める条件に従い、これらの輸送業務を、他の参加主体及び他の参加主体にとっての利用者に提供する。実費弁償の原則により打上げ及び回収の輸送業務を提供する参加主体は、他の参加主体又は他の参加主体にとっての利用者に対し、これらの輸送業務を、当該他の参加主体とは別の参加主体又は当該別の参加主体にとっての利用者に対して同様の状況において提供する場合と同一の条件

で提供する。参加主体は、他の参加主体から申込みのあった要求及び他の参加主体の飛行計画に応ずるよう最善の努力を払う。

3 合衆国は、了解覚書及び実施取決めに定めるところに従い、NASAを通じて、運営組織において他の参加主体の協力機関と協力して、輸送についての統合的な計画立案手続により宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務を計画し、及び調整する。

4 各参加主体は、自己の宇宙輸送システムによって輸送されるデータ及び物品であって適切な表示がされているものについての所有権の権利及び秘密を尊重する。

第十三条 通信

1 合衆国及びロシアは、それぞれの協力機関を通じて、宇宙基地の要素及び搭載物に対する指令、これらの要素及び搭載物の管制及び運用並びに宇宙基地へのその他の通信の目的のため、データ中継衛星システムによる二の主たる宇宙・地上通信網を提供する。他の参加主体は、宇宙基地に適合し、かつ、これらの二の主たる通信網の宇宙基地における利用と両立する場合に、データ中継衛星システムによる宇宙・地上通信網を提供することができ、宇宙基地における通信の提供は、関連の了解覚書及び実施取決めに従って行う。

2 協力機関は、関連の了解覚書及び実施取決めに定める条件に従い、それぞれの通信システムについて、実費弁償の原則により、他の協力機関の宇宙基地関連の具体的な要求に応ずるよう最善の努力を払う。

3 合衆国は、了解覚書及び実施取決めに定めるところに従い、NASAを通じて、運営組織において他の参加主体の協力機関と協力して、関連の計画文書により宇宙基地のための宇宙及び地上の通信業務を計画し、及び調整する。

4 宇宙基地情報システム及び宇宙基地に関連して利用されている他の通信システムを通過中の利用データの秘密を確保するための措置は、了解覚書に定めるところに従い、実施することができる。各参加主体は、他の参加主体に対して通信業務を提供する場合には、自己の通信システム(自己の地上網及び自己の契約者の通信システムを含む)を通過中の利用データの所有権の権利及び秘密を尊重する。

第十四条 発展

1 参加主体は、宇宙基地が能力の追加を通じて発展することを意図し、また、その発展がすべての参加主体からの貢献を通じて実現される可能性を最大にするよう努力する。このため、各参加主体は、適当な場合には、能力の追加に関する自己の提案に協力する機会を他の参加主体に対して与えるよう努力する。能力が追加された宇宙基地は、引き続き民生用の基地とし、また、その運用及び利用は、国際法に従って平和的目的のために行われる。

2 この協定は、附属書に掲げる要素のみに関する権利及び業務を定める。ただし、この条及び第十六条の規定は、いかなる能力の追加にも適用する。この協定は、いずれの参加主体に対しても能力の追加に参加することを義務付けず、また、いずれの参加主体に対しても能力の追加に伴う権利を付与しない。

3 発展に関する参加主体のそれぞれの研究の調整及び能力の追加に関する具体的な検討のための手続は、了解覚書で定める。

4 能力の追加についての分担に関する参加主体間の協力には、3に定める調整及び検討の後、この協定の改正又は別の取極を必要とする。この別の取極は、追加が全体的な計画と両立することを確保するために合衆国をその当事者の一とし、また、運用上又は技術上の影響を受ける宇宙基地要素又は宇宙輸送システムを提供する他の参加主体もその当事者の一とする。

5 3に定める調整及び検討の後、一の参加主体が能力の追加を行う場合には、他の参加主体に対する事前の通報を必要とし、また、追加が全体的な計画と両立することを確保するために合

衆国を当事者の一とし、かつ、運用上又は技術上の影響を受ける宇宙基地要素又は宇宙輸送システムを提供する他の参加主体も当事者の一とする取極を必要とする。

6 4又は5に定める能力の追加によって影響を受けることのある参加主体は、第二十三条の規定により他の参加主体との協議を要請することができる。

7 能力の追加は、影響を受ける参加国が別段の合意をしない限り、いかなる場合にも、附属書に掲げる要素に関するこの協定又は了解覚書上のいずれの参加国の権利又は義務も修正するものではない。

第十五条 資金

1 各参加主体は、了解覚書及び実施取決めに定めるところに従い、宇宙基地全体の運用に係る合意された経費又は活動であつてシステム運用に共通のものを衡平に分担することを含め、この協定に基づくそれぞれの責任を果たすための経費を負担する。

2 この協定に基づく各参加主体の資金上の義務は、自己の予算手続及び利用可能な予算に従う。各参加主体は、宇宙基地協力の重要性を認識し、それぞれの予算手続に従い、資金上の義務を履行するために必要な資金について承認を得るよう最善の努力を払うことを約束する。

3 いずれかの参加主体について、宇宙基地協力におけるその責任を果たすための能力に影響を及ぼす可能性のある予算上の問題が生じた場合には、協力機関を通じて行動する当該参加主体は、他の協力機関に通報し及びこれと協議することである。参加主体も、必要に応じ、相互に協議することができる。

4 参加主体は、宇宙基地の運用経費を最小限にとどめるよう努力する。特に、参加主体は、その協力機関を通じて、了解覚書に従い、システム運用に共通の経費及び活動が承認された見積りを超えないことを目的とした手続を作成する。

5 参加主体は、宇宙基地協力の実施に当たり、

例えば、了解覚書及び実施取決めに定めるところに従って特定の運用活動を行うことにより又は関係の参加主体が合意する場合には交換を利用することにより、資金の授受を最小限にとどめるよう努力する。

第十六条 責任に関する相互放棄

1 この条の目的は、宇宙基地を通じての宇宙空間の探査、開発及び利用への参加を助長するため、損害賠償責任に関する請求の参加国及び関係者による相互放棄を確立することにある。この目的を達成するため、当該相互放棄は、広く解釈するものとする。

2 この条の規定の適用上、

(a) 「参加国」には、その協力機関を含む。「参加国」には、また、NASAと日本国政府との間の了解覚書において当該了解覚書の実施について日本国政府の協力機関を援助するものと規定される機関を含む。

(b) 「関係者」とは、次の者をいう。

(1) 参加国との契約者又はその下請契約者（あらゆる段階の下請契約者を含む。）

(2) 参加国にとつての利用者又は顧客（あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。）

(3) 参加国にとつての利用者若しくは顧客（あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。）との契約者又はその下請契約者（あらゆる段階の下請契約者を含む。）

(c) この(b)の規定は、いずれかの国又はその政府機関若しくは団体であつて、(1)から(3)までのいずれかの者と同じ形態により参加国との関係を有するもの又はその他の形態により(f)に定義される保護される宇宙作業の実施に従事するものについても適用する。「契約者及び「下請契約者」には、あらゆる種類の供給者を含む。

(c) 「損害」とは、次のものをいう。

(1) 人の身体への傷害その他の健康の障害又は死亡

(2) 財産の損傷若しくは滅失又はその利用価

値の喪失

(3) 収入又は収益の喪失

(4) 他の直接的、間接的又は二次的な損害

(d) 「打上げ機」とは、搭載物若しくは人を運ぶ物体若しくはその一部であつて、打上げ予定のもの、地球から打ち上げられたもの又は地球に帰還しつつあるものをいう。

(e) 「搭載物」とは、打上げ機に搭載され又は打上げ機で使用されるすべての財産及び宇宙基地上に搭載され又は宇宙基地上で使用されるすべての財産をいう。

(f) 「保護される宇宙作業」とは、この協定、了解覚書及び実施取決めの実施として地球上若しくは宇宙空間で行い又は地球と宇宙空間との間を移動中に行う打上げ機、宇宙基地及び搭載物に係るすべての活動をいう。「保護される宇宙作業」には、少なくとも次の活動を含む。

(1) 打上げ機、移動機、宇宙基地、搭載物又はこれらに関連する支援のための装置、設備若しくは役務の研究、設計、開発、試験、製造、組立て、統合、運用又は利用

(2) 地上支援、試験、訓練、模擬実験、誘導・制御装置又はこれらに関連する設備若しくは役務に係るすべての活動

「保護される宇宙作業」には、また、第十四条に定めるところに従い、宇宙基地の発展に係るすべての活動を含む。「保護される宇宙作業」には、搭載物を宇宙基地から回収した後地上で行う活動であつて、この協定の実施としての宇宙基地関連活動以外の活動における使用を目的として当該搭載物の生産物又は当該搭載物内の作業方法を更に開発するために行うものを含む。

3 (a) 参加国は、責任に関する相互放棄に合意し、これによって、保護される宇宙作業から生ずる損害についての請求であつて、次の(1)から(3)までに掲げる者に対するものをすべて放棄する。この相互放棄は、損害を引き起こした者又は財産が保護される宇宙作業に関連しており、かつ、損害を受けた者又は財産が保護される宇宙作業に関連していたために当該損害を受けた場合に責任条約から生ずる責任に関する相互放棄を含むことが確認される。

(d) この条の他の規定にかかわらず、この相互放棄は、次の請求には適用しない。

(1) 参加国と当該参加国の関係者との間又は同一の参加国の関係者の間の請求

(2) 自然人の身体への傷害その他の健康の障害又は死亡について当該自然人又はその遺産管理人、遺族若しくは代位権者代位権者が参加国である場合を除く。）によって行われる請求

(3) 悪意によって引き起こされた損害についての請求

(4) 知的所有権に係る請求

(5) 参加国が責任に関する相互放棄を(b)の規定に従って自己の関係者に及ぼすことがで

きなかったことから生ずる損害についての請求

- (e) (2)の規定に関し、日本政府が代位する請求が国家公務員災害補償法に基づかない場合には、日本政府は、2(a)に規定する援助する機関が3(a)の(1)から(3)までに掲げる者に対し当該請求から生ずる債務を前条2の規定に合致する方法で及び日本の関係法令に従って補てんすることを確保することにより、当該請求を放棄する義務を履行する。この条のいかなる規定も、日本政府が当該請求を放棄することを妨げるものではない。
- (f) この条のいかなる規定も、請求又は訴えの基礎を創設するものと解してはならない。

第十七条 責任条約

- 1 前条に別段の定めがある場合を除くほか、参加国及びESAは、責任条約に従って引き続き責任を負う。
- 2 責任条約に基づく請求が行われた場合には、参加主体(及び、適当な場合には、ESA)は、負うことのある責任、当該責任の分担及び当該請求に対する防衛について速やかに協議する。

- 3 第十二条2に定める打上げ及び回収の業務の提供に関し、関係の参加主体(及び、適当な場合には、ESA)は、責任条約に基づいて負うことのある連帯責任の分担について別の取極を締結することができる。

第十八条 関税及び出入国

- 1 参加国は、自国の法令に従うことを条件として、人及び物品の自国の領域への又は自国の領域からの移動であつて、この協定の実施のために必要なものを容易にする。
- 2 参加国は、自国の法令に従うことを条件として、この協定の実施のために必要な任務を遂行する目的で自国の領域に出入し又は滞在する他の参加国の国民及びその家族に対し入国及び滞在に関する所要の文書が発給されることを容易にする。

- 3 参加国は、この協定の実施のために必要な物

品及びソフトウェアについて、自国の領域への輸入又は自国の領域からの輸出に対して課される関税を免除し、及び税関当局によって徴収されるその他の税を免除することを確保する。この3の規定は、これらの物品及びソフトウェアの原産国を考慮することなく実施される。

第十九条 データ及び物品の交換

- 1 この1に別段の定めがある場合を除くほか、協力機関を通じて行動する各参加主体は、関連の了解覚書及び実施取決めに基づく自己の協力の機関の責任を果たすために(移転に係る双方の当事者によつて)必要と認められるすべての技術データ及び物品を移転する。各参加主体は、宇宙基地協力のために他の参加主体の協力機関が行う技術データ又は物品についての要請を迅速に処理することを約束する。この条の規定は、参加国に対し、自国の国内法令に反して技術データ及び物品を移転することを要求するものではない。
- 2 参加主体は、参加主体及びその協力機関以外の者による技術データ及び物品の移転(例えば、将来増加が見込まれる企業間の技術データ及び物品の交換に係る許可の要請を迅速に処理するよう最善の努力を払うものとし、また、この協定に基づく宇宙基地協力に関連して行われるそのような移転を奨励し、及び容易にする。当該移転には、この2の規定を除くほか、この条の規定を適用しない。当該移転には、国内法令を適用する。

- 3 参加主体は、この協定の下での技術データ及び物品の移転がこの3に規定する制限に従うことに合意する。技術データは、インタフェース、統合及び完全に関する参加主体の責任を遂行する目的のために移転される場合には、通常、この3に規定する制限の対象とはならない。詳細設計、製造及び加工に関するデータ及び関連のソフトウェアは、インタフェース、統合及び安全のために必要である場合には、1の規定に従つて移転される。ただし、これらのデータ及び

ソフトウェアについては、(a)から(c)までに定めるところにより、適切に表示が行われることがある。この3に規定する制限の対象とならない技術データ及び物品は、国内法令によつて別段の制限を受ける場合を除くほか、制限を受けることなく移転される。

- (a) 提供側の協力機関は、輸出管理上保護されるべき技術データ又は物品については、表示を行うことその他の方法による特別の指定を行う。このような表示等による指定においては、受領側の協力機関並びにその契約者及び下請契約者が当該技術データ及び物品を利用するに当たつての具体的な条件を示すものとする。その条件には、次のことを含む。
- (1) 当該技術データ又は物品が、この協定及び関連の了解覚書に基づく受領側の協力機関の責任を果たす目的のためにのみ利用されること。

- (2) 当該技術データ及び物品が、協力機関を通じて行動する提供側の参加国による事前の書面による許可なしに、受領側の協力機関並びにその契約者及び下請契約者以外の者によつて利用されるはならず、また、(1)の目的以外のいかなる目的のためにも利用されてはならないこと。
- (b) 提供側の協力機関は、所有権の権利上保護されるべき技術データについては、表示を行う。この表示においては、受領側の協力機関並びにその契約者及び下請契約者が当該技術データを利用するに当たつての具体的な条件を示すものとする。その条件には、次のことを含む。

- (1) 当該技術データが、この協定及び関連の了解覚書に基づく受領側の協力機関の責任を果たす目的のためにのみ利用され、複写され又は開示されること。
- (2) 当該技術データが、協力機関を通じて行動する提供側の参加国による事前の書面による許可なしに、受領側の協力機関並びに

その契約者及び下請契約者以外の者によつて利用されてはならず、また、(1)の目的以外のいかなる目的のためにも利用されてはならないこと。

- (c) この協定の下で移転されるいずれかの技術データ又は物品が秘密の指定を受けている場合には、提供側の協力機関は、当該技術データ又は物品について表示を行うことその他の方法による特別の指定を行う。要請される側の参加国は、秘密の指定を受けている技術データ又は物品の移転及び保護に係る条件について定める情報保護のための取極又は取決めに基いて、当該技術データ又は物品の移転が行われることを要求することができる。
- 受領側の参加国が、国家安全保障上の目的のために秘密の指定を受け又は他の方法により秘密に保持されている情報を含む特許出願の秘密に対し保護を与えていない場合には、移転を行うことを必要としない。双方の当事者が移転に合意しない限り、秘密の指定を受けているいかなる技術データ又は物品も、この協定の下で移転されてはならない。

4

- 参加国は、3(a)から(c)までの規定の下で自国が受領する技術データ又は物品が、受領側の参加国、その協力機関及び当該技術データ又は物品の二次的な移転を受ける他の者(契約者及び下請契約者を含む)により、表示等による指定において示されている条件に従つて取り扱われることを確保するため、すべての必要な措置をとる。参加国及び協力機関は、当該技術データ又は物品の認められていない利用、開示又は再移転を防ぐため及び当該技術データ又は物品に対する認められていないアクセスを防ぐため、合理的に判断して必要と認められるすべての措置(自己の契約及び下請契約において適当な契約条件を確保する措置を含む)をとる。3(c)の規定の下で受領する技術データ又は物品については、受領側の参加国又は協力機関は、当該技術データ又は物品に対して提供側の参加国

又は協力機関が与える保護の水準と少なくとも同等の水準の保護を与える。

5 参加主体は、受領者に対し、受領した技術データ又は物品をこの条の規定の下で課される条件に従って利用し、開示し及び再移転する権利を超えるいかなる権利もこの協定又は関連の了解書を通じて与えることを意図しない。

6 第二十八条の規定による脱退の取極で別段の合意がされる場合を除くほか、参加国によるこの協定からの脱退は、当該脱退に先立ってこの協定の下で移転された技術データ及び物品の保護に関する権利又は義務に影響を及ぼすものではない。

7 この条の規定の適用上、協力機関からESAへの技術データ及び物品の移転は、当該移転の時に特段の条件が付されない限り、ESA及びすべての欧州参加国並びに宇宙基地に関連してESAが指定する契約者及び下請契約者に対して行われるものとみなす。

8 参加主体は、その協力機関を通じて、情報保護のための指針を作成する。

第二十条 移動中のデータ及び物品の取扱い

宇宙基地の継続的な運用及び十分な国際的利用の重要性を認識し、参加国は、自国の関係法令の範囲内で、他の参加主体並びにその協力機関及び利用者のデータ及び物品の迅速な移動を認める。この条の規定は、データ及び物品の宇宙基地への又は宇宙基地からの移動（少なくとも自国の国境と自国の領域内の打上げ地又は着陸地との間の移動及び打上げ地又は着陸地と宇宙基地との間の移動を含む。）にのみ適用する。

第二十一条 知的所有権

1 この協定の適用上、「知的所有権」とは、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界的知的所有権機関を設立する条約第二条に規定する意味を有するものと了解する。

2 この条の規定に従うことを条件として、知的所有権に係る法律の適用上、宇宙基地の飛行要

素上において行われる活動は、当該要素の登録を行った参加国の領域においてのみ行われたものとみなす。ただし、ESAが登録した要素については、いかなる欧州参加国も、当該活動が自国の領域内で行われたものとみなすことができる。参加国又はその協力機関若しくは関係者による他の参加主体の宇宙基地の飛行要素上における活動への参加は、それ自体では、この2に規定する当該活動に対する管轄権を変更し又はこれに影響を及ぼさないことが確認される。

3 参加国は、宇宙基地の飛行要素上において自国の国民及び居住者以外の者が行った発明について、他の参加国であつて国家安全保障上の目的のために秘密の指定を受け又は他の方法により保護されている情報を含む特許出願の秘密に對し保護を与えて、国における特許出願を（例えば、延期を強制し又は事前の許可の取得を要求することにより）妨げるために、発明の秘密に関する自国の法律を適用してはならない。この規定は、(a)特許出願が最初に行われた参加国が当該特許出願の秘密を管理し若しくは当該特許出願のその後の出願を制限する権利又は(b)出願がその後に行われた他の参加国が国際的な義務に基づいて出願の開示を制限する権利を有するものではない。

4 二以上の欧州参加国で保護されている知的所有権を有する者は、ESAの登録要素上において行われた当該知的所有権に係る同一の権利に對する同一の侵害行為については、当該欧州参加国のいずれか一の国においてのみ救済を受けることができる。二以上の欧州参加国がESAの登録要素上における同一の侵害行為を自国の領域内において行われたものとみなした結果当該侵害行為について知的所有権の二以上の異なる所有者による訴訟が提起された場合には、裁判所は、先に提起された訴訟における結果が出るまで、後に提起された訴訟の手續を一時的に中止することができる。二以上の訴訟が提起され

た場合において、いずれか一の訴訟において損害について下された判決の内容が実現されたときは、同一の侵害行為に基づく侵害に関する係争中の又は将来の訴訟によって更に損害を回復することはできない。

5 ESAの登録要素上において行われる活動については、いずれの欧州参加国も、知的所有権の実施のための許諾がいずれかの欧州参加国の法律に基づきその有効性を認められていない場合には、当該許諾の有効性を認めなければならず、また、当該許諾の条件が遵守されている限り、いずれの欧州参加国においても侵害の救済を受けることができる。

6 地球上の地点と参加国又はESAによつて登録される宇宙基地の飛行要素との間を移動中の物品（飛行要素の構成物を含む。）の他の参加国の領域内における一時的な存在は、それ自体では、当該他の参加国における特許侵害について手続の基礎とはならない。

第二十二條 刑事裁判権

宇宙におけるこの国際協力の独特の及び先例のない性格を考慮し、

1 カナダ、欧州参加国、日本国、ロシア及び合衆国は、いずれかの飛行要素上の人員であつて自国民である者について刑事裁判権を行使することができる。

2 自国民が容疑者である参加国は、軌道上の違法行為であつて、(a)他の参加国の国民の生命若しくは安全に影響を及ぼすもの又は(b)他の参加国の飛行要素上で発生し若しくは当該飛行要素に損害を及ぼすものに係る事件において、影響を受けた参加国の要請により、当該影響を受けた参加国と訴追に対してそれぞれが有する関心について協議を行う。この協議の後、影響を受けた参加国は、この協議の終了の日から九十日以内に又は相互に合意されたその他の期間内に次のいずれかの条件が満たされる場合に限り、この事件の容疑者について刑事裁判権を行使することができる。

(1) 自国民が容疑者である参加国が当該刑事裁判権の行使に同意すること。

(2) 自国民が容疑者である参加国が訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するとの保証を与えないこと。

3 条約の存在を犯罪人引渡し条件とする参加国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の参加国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合は、随意にこの協定を軌道上で犯したとされる違法な行為に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた参加国の法令に定める手続及び他の条件に従う。

4 参加国は、自国の国内法令に従い、軌道上で犯したとされる違法な行為に関し、他の参加主体に対して援助を与える。

5 この条の規定は、宇宙基地上の秩序の維持及び搭乗員の行動に関して第十一条の規定によつて行動規範に定める権限及び手続を制限することを意図しない。行動規範は、この条の適用を制限することを意図しない。

第二十三條 協議

1 自己の協力機関を通じて行動する参加主体は、宇宙基地協力から生ずるいかなる問題についても相互に協議することができ、参加主体は、了解書に定める手続に従い、協力機関の間の協議を通じて問題を解決するため、最善の努力を払う。

2 参加主体は、宇宙基地協力から生ずるいかなる問題についても、他の参加主体との政府間協議の開催を要請することができる。要請を受けた参加主体は、これに速やかに応じる。要請を行う参加主体が、当該協議の対象がすべての参加主体による検討に適していることを合衆国に通報する場合は、合衆国は、実行可能な最も早い時に多数国間の協議を招集し、これにすべての参加主体を招請する。

3 参加主体は、飛行要素の設計について他の参加主体に影響を及ぼす可能性のある重要な変更

を行うことを意図する場合には、できる限り早い機会に、他の参加主体に対してその旨を通報する。通報された参加主体は、通報された問題が1及び2の規定により協議に付されることを要請することができる。

4 協議を通じて解決することができなかった問題がなお解決を必要とする場合には、関係の参加主体は、合意された紛争解決手続、例えば、調停、仲介又は仲裁に当該問題を付することができ。

第二十四条 宇宙基地協力の検討

この協定の下での協力が、長期間の複雑かつ発展的な性格のものであることを考慮し、参加主体は、この協力が影響を及ぼすことのある事態の進展について随時相互に通報する。千九百九十九年及びその後三年ごとに、参加主体は、その協力に係る問題を取り扱うために並びに宇宙基地協力について検討し及びこれを促進するために会合する。

第二十五条 効力発生

1 この協定は、前文に掲げる国による署名のために開放しておく。

2 この協定は、批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。批准、受諾、承認又は加入は、それぞれの国が自国の憲法上の手続に従って行う。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、ここに寄託者として指定される合衆国政府に寄託する。

3 (a) この協定は、日本国、ロシア及び合衆国の批准書、受諾書又は承認書のうち最後の文書が寄託された日に効力を生ずる。寄託者は、この協定の効力発生をすべての署名国に通報する。

(b) この協定は、欧州参加主体について効力を生ずるまでは、欧州参加国について効力を生じない。この協定は、少なくとも四の欧州の署名国又は加入国からの批准書、受諾書、承認書又は加入書及びESAの理事会の議長による公式の通告を寄託者が受領した後に欧州

参加主体について効力を生ずる。

(c) この協定が欧州参加主体について効力を生じた後は、この協定は、前文に掲げる欧州の国であつて批准書、受諾書又は承認書を寄託していないものについては、その寄託の時に効力を生ずる。前文に掲げられていないESAの加盟国は、寄託者への加入書の寄託によりこの協定に加入することができる。

4 この協定の効力が生じた時に、千九百八十八年の協定は、効力を失う。

5 合衆国は、この協定がいずれかの参加主体についてその署名の後二年以内に効力を生じていない場合には、このような状況に対処するためにかつての措置（この協定の修正を含む）が必要であるかを検討するため、この協定の署名国の会合を召集することができる。

第二十六条 特定の締約国の間において生ずる効果

この協定は、前条3(a)の規定にかかわらず、合衆国及びロシアが批准書、受諾書又は承認書を寄託することによりこの協定に拘束されることについての同意を表明した日に両国の間で効果を生ずる。寄託者は、この協定がこの条の規定に基づいて合衆国とロシアとの間で効果を生じたときは、すべての署名国にその旨を通報する。

第二十七条 改正

この協定（附属書を含む）は、この協定が効力を生じている参加国の政府の書面による合意によつて改正することができる。この協定の改正（附属書のみについての改正を除く）は、これらの国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。附属書のみについての改正は、この協定が効力を生じている参加国の政府の書面による合意のみを要する。

第二十八条 脱退

1 参加国は、寄託者に対して少なくとも一年前に書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定から脱退することができる。いずれか

の欧州参加国の脱退は、この協定に基づく欧州参加主体の権利又は義務に影響を及ぼすものではない。

2 参加主体は、いずれかの参加主体がこの協定からの脱退の通告を行う場合には、全体的な計画の継続を確保するため、脱退の効力発生の日前に当該参加主体の脱退の条件について合意に達するよう、努力する。

3 (a) カナダは、その貢献が宇宙基地の不可欠な一部であるので、脱退に際し、附属書に掲げるカナダの要素が合衆国によつて効果的に使用され及び運用されるよう確保する。このため、カナダは、機械設備、図面、文書、ソフトウェア、予備品、工具、特殊試験装置その他合衆国によつて要請される必要な物品を迅速に提供する。

(b) 合衆国及びカナダは、カナダの脱退の通告に際し、脱退の取極について迅速に交渉を行う。当該取極は、全体的な計画の継続のために必要な要素の合衆国への移転について規定する場合に、合衆国がこの移転のための適正な補償をカナダに与えることについても規定する。

4 いずれかの参加主体がこの協定からの脱退の通告を行う場合には、その協力機関は、この協定からの当該参加主体の脱退の日と同一の日にNASAとの了解書から脱退したものとみなす。

5 いずれかの参加国の脱退は、2又は3の規定による脱退の取極に別段の合意がある場合を除くほか、第十六条、第十七条及び第十九条の規定に基づく当該参加国の権利又は義務の存続に影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十八年一月二十九日にワシントンで作成した。この協定は、イタリア語、英語、ドイツ

語、日本語、フランス語及びロシア語をひとしく正文とする。それぞれの言語による原本は、合衆国政府に寄託する。寄託者は、その認証謄本をすべての署名国に送付する。この協定が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第二百二条の規定により、この協定を国際連合事務局に登録する。

附属書 参加主体が提供する宇宙基地の要素

参加主体が提供する宇宙基地の要素の概要は、次のとおりであり、その詳細は、了解書で定める。

1 カナダ政府は、CSAを通じて次のものを提供する。

宇宙基地の基盤要素として、移動型サービス施設(MSC)追加的な飛行要素として、特殊目的精密マニピュレーター

これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用の地上要素

2 欧州諸国政府は、ESAを通じて次のものを提供する。

利用要素として、欧州与圧実験室(基本的な機能装備品を含む)宇宙基地に補給を行い及び追加的に推力を提供するその他の飛行要素

これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用の地上要素

3 日本政府は、次のものを提供する。

利用要素として、日本実験棟(基本的な機能装備品並びに曝露部及び補給部を含む)宇宙基地に補給を行うその他の飛行要素

これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用の地上要素

4 ロシア政府は、RSAを通じて次のものを提供する。

サービス棟及び他の棟を含む宇宙基地の基盤要素

利用要素として、実験棟(基本的な機能装
備品を含む。)及び取付型搭載物の装着設備
宇宙基地に補給を行い及び追加的に推力を
提供するその他の飛行要素

これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用
の地上要素

5 合衆国政府は、NASAを通じて次のものを
提供する。

居住棟を含む宇宙基地の基盤要素

利用要素として、実験棟(基本的な機能装

備品を含む。)及び取付型搭載物の装着設備

宇宙基地に補給を行うその他の飛行要素

これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用
の地上要素